

e ドライバー保険

(自動車運転者損害賠償責任保険)

約款のしおり

普通保險約款・特約

<はじめに>	1
<ご契約内容（保険証券）をご確認ください>	1
<ご契約後にご注意いただきたいこと>	1
1. 契約締結後における留意事項	1
2. 解約と解約返戻金	1
3. 保険料払込方法別の保険料領収日と補償の関係	1
4. 保険料の払込猶予期間等の取扱い	1
<事故を起こされた時のご注意>	1
1. まず、ご連絡を	1
2. 必ずご相談を	2
3. 被害者には誠意をもって	2
<各保険・特約のお支払いする保険金とその額>	2
<保険金をお支払いしない主な場合>	3
<保険料について>	4
1. 等級別料率制度	4
2. 保険料の割引制度（eサービス（証券不発行）割引）	4
<等級別料率制度について>	4
1. 等級別料率制度について	4
2. 契約後の他社との等級に関する情報の確認について	4
<事故対応に付随するサービスについて>	4
<普通保険約款および特約の適用について>	4
1. 自動車運転者損害賠償責任保険・普通保険約款の適用について	4
2. 自動車運転者損害賠償責任保険・特約の適用について	4
<保険用語のご説明>	5
<自動車運転者損害賠償責任保険・普通保険約款>	6
用語の定義	6
第1章 対人賠償条項	6
第2章 対物賠償条項	8
第3章 自損事故条項	9
第4章 基本条項	10
<自動車運転者損害賠償責任保険・特約>	17
(1) 搭乗者傷害危険補償特約	17
(2) 搭乗者傷害の死亡・後遺障害補償対象外特約	18
(3) 人身傷害補償特約	18
(4) 人身傷害に関する借用自動車運転中のみ補償特約	25
(5) 車両損害臨時費用補償特約（車対車限定）	25
(6) 自転車運転者損害賠償責任補償特約	27
(7) 保険料分割特約	27
(8) 保険料分割払の追加保険料に関する特約	28
(9) クレジットカードによる保険料払込みに関する特約	29
(10) 保険証券の不発行に関する特約	29
(11) スマート継続手続特約	30
<特約一覧>	31

<特約一覧> 31

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。



<はじめに>

この「約款のしおり（普通保険約款・特約）」は、自動車運転者損害賠償責任保険のご契約に伴う大切なことについてご説明したものです。ご一読のうえ、内容をご確認ください。さすがにようお願いします。ご確認いただいた後は、保険証券（注）とともに大切に保管してください。

また、保険証券の内容につきましても必ずご確認ください。万一お申込み内容と相違しておりましたら、ただちに当社お客さまセンターまでご連絡ください。

「重要事項説明書」において、この「約款のしおり（普通保険約款・特約）」をご参照いただくこととしている項目には、□マークを記載しています。

（注）eサービス（証券不発行）特約を設定されている方は、「保険証券」を「My ホームページに掲示する契約情報の内容」と読み替えます。以下同様とします。

<ご契約内容（保険証券）をご確認ください>

1. ご契約内容の氏名および住所、保険期間をご確認ください。

保険契約者および記名被保険者は次の方に限っております。

・保険契約者：満 18 歳以上であり、かつ日本国内にお住まいの個人の方

・記名被保険者：保険契約者と同一の満 18 歳以上の方で、運転免許証（仮免許証、国際免許証を除きます。）を保有する個人の方

2. 补償種類と保険金額等の欄をご確認ください。

この保険の対象となる自動車は借用自動車です。各補償種類の内容は後述の普通保険約款または特約でご確認ください。（注）

3. その他特約「割増引」の欄をご確認ください。

特約の内容は後述の特約で、割増引の内容は後述の<保険料について>でご確認ください。（注）

（注）保険証券上の特約は略称表示させていただいている場合がございますので後述の<特約一覧>とあわせてご覧ください。

<ご契約後にご注意いただきたいこと>

1. 契約締結における留意事項

（1）通知いただく事項

特にご注意ください

（A）特約の追加等契約条件を変更するときには、ご契約内容の変更が必要となりますので、あらかじめ当社お客さまセンターにご通知ください。

（B）お引越し等によりお申込み時にご記入いただいた住所が変更になった場合も遅滞なく当社お客さまセンターにご通知ください。ご通知いただかない場合、重要なお知らせや案内ができないことがあります。

（2）ご契約内容の変更に関する留意事項

ご契約内容の変更に伴い保険料の追加が生じる場合、追加保険料は当社が指定する期日までに当社に払い込みください（「月払」の場合は未だ経過していない期間に応じた分割回数により分割して払い込みいただけます）。期日までに追加保険料の払込みがない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約内容の変更日はお申出の日以降となり、さかのばっての変更・取消はできません。

ご契約内容の変更に伴い保険料の追加・返還が生じる場合、追加保険料・返還保険料は短期率（注）と次の算式を用いて計算します。

追加保険料 = {（新条件による年間保険料） - （旧条件による年間保険料）} × 未だ経過していない期間に対応する短期率（注）

返還保険料 = {（旧条件による年間保険料） - （新条件による年間保険料）} × {1 - 既に経過した期間に対応する短期率（注）}

（注）短期率は下表のとおりです。なお、「月払」でご契約の場合は、月割を用います。

【短期】

期間	7 日迄	15 日迄	1 ヶ月迄	2 ヶ月迄	3 ヶ月迄	4 ヶ月迄	5 ヶ月迄
短期率	10%	15%	25%	35%	45%	55%	65%
期間	6 ヶ月迄	7 ヶ月迄	8 ヶ月迄	9 ヶ月迄	10 ヶ月迄	11 ヶ月迄	12 ヶ月迄
短期率	70%	75%	80%	85%	90%	95%	100%

【月割】

期間	1 ヶ月迄	2 ヶ月迄	3 ヶ月迄	4 ヶ月迄	5 ヶ月迄	6 ヶ月迄
月割	1/12	2/12	3/12	4/12	5/12	6/12
期間	7 ヶ月迄	8 ヶ月迄	9 ヶ月迄	10 ヶ月迄	11 ヶ月迄	12 ヶ月迄
月割	7/12	8/12	9/12	10/12	11/12	12/12

<「月払」でご契約の場合のご注意>

追加保険料・返還保険料は次の算式を用いて未だ経過していない期間に応じた分割回数により分割し、変更前の月払保険料から増額・減額します。

増額・減額となる保険料 = {(追加保険料または返還保険料) ÷ 未だ経過していない期間に応じた分割回数}

※ 1 ご契約内容を変更され、保険料の追加が生じる場合で、変更前の月払保険料に増額となる保険料を加えた額が 30,000 円超になるときは、未だ経過していない期間分の保険料を一括して払い込みいただけます。

※ 2 ご契約内容を変更され、保険料の返還が生じる場合で、変更前の月払保険料から減額となる保険料を差し引いた額がマイナスになるとときは、変更前の保険料の

残りの期間分を一旦、一括して払い込みいただいた後、返還保険料を一括して返します。

※ 3 ご契約内容を変更され保険料の追加が生じる場合で、かつ、ご契約内容の変更日から変更後の月払保険料をいたぐまでの間に保険金をお支払いする事故が生じたときは、クレジットカード会社に対して、クレジットカードの利用限度額および有効性について確認させていただくことがあります。この場合において、確認ができないときは、保険金をお支払いできないことがあります。

（3）ご契約が満期になった場合の留意事項

当社のドライバー保険は 1 年毎に契約を更新いただく契約方式となります。ご契約期間中の事故回数や、その結果に基づき決定される翌年度の等級などによっては次回のご契約のお引き受け内容が制限される場合またはお引き受けできない場合があります。

2. 解約と解約返戻金

ご契約後、保険契約を解約される場合には、当社お客さまセンターにお申出ください。解約の条件によって保険料を返還、または未払保険料をご請求させていただくことがあります。また、返還される保険料があつても多くの場合お客さまにとって不利な取扱い（注）になりますので、ご契約はぜひ継続することをご検討ください。詳しくは当社お客さまセンターまでお問い合わせください。

（注）解約に伴う返還保険料は、ご契約の保険料から既に経過している期間に対する短期率（J1. 契約締結後に適用する留意事項（2）ご契約内容の変更に関する留意事項）をご参照ください。）を乗じた金額を差し引いた金額となります。月払の場合は、ご契約内容の変更が行われた場合等の例外を除き、返還する保険料はありません。

3. 保険料払込方法別の保険料領収日と補償の関係

補償は、保険料領収日（月払の場合は初回に払い込みいたぐ保険料の領収日）または始期日のいずれか遅い日から開始されます。期限までに払込みのみの場合はご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

（1）「年払」でご契約の場合

払込方法	領収日
クレジットカード払	カード利用の承認がなされた日
コンビニエンスストア払	コンビニエンスストアでお客さまが払込みを行った日
銀行振込	当社銀行口座に着金した日

（2）「月払」でご契約の場合

初回（お申込み時）	2 回目以降	領収日	
		払込方法	払込日
初めてドライバー保険をご契約される方（10 回払）	月払保険料の 3 ヶ月分	月払保険料の 3 ヶ月分	始期月（注 1）の翌々月以降（9 回）、保険料を払い込みいたぐ月の末日（保険料払込期日）
現在他社でご契約されている方（11 回払）	月払保険料の 2 ヶ月分	月払保険料の 2 ヶ月分	始期月（注 1）の翌月以降（10 回）、保険料を払い込みいたぐ月の末日（保険料払込期日）
現在当社でご契約されている方（12 回払）	月払保険料	月払保険料	始期月（注 1）以降（11 回）、保険料を払い込みいたぐ月の末日（保険料払込期日）
上記以外の場合（11 回払）	月払保険料の 2 ヶ月分	月払保険料の 2 ヶ月分	始期月（注 1）の翌月以降（10 回）、保険料を払い込みいたぐ月の末日（保険料払込期日）

（注 1）始期月とは、始期日の属する月をいいます。

（注 2）前々月の末日にお申し込みいただいた場合は 1 1 回払となります。

*月払保険料は、次の算式で計算します。

なお、月払保険料が 30,000 円超となる場合、月払はご利用いただけません。

月払保険料 = 年払保険料 × (1+0.08) × 1/12 (円位四捨五入)

4. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

特にご注意ください

保険料払込方法が「月払」の場合、第 2 回目以降の保険料は毎月の払込期日までに払い込みください。第 2 回目以降の保険料の払込期日の翌月末日までにその保険料の払込みがない場合には、その払込期日の翌日以降に生じた事故については保険金をお支払いできないほか、ご契約を解除することができます。

<事故を起こされた時のご注意>

1. まず、ご連絡を

事故が発生した場合には、まずケガをされた方の救護措置をとり、道路上の危険を除去してください。その後、直ちに最寄りの警察署への届出とともに、事故発生日時、場所および事故の概要について当社へご連絡ください。当社に直ちにご通知いただかないこと、支払われる保険金が削減される場合がありますので、くれぐれもご注意ください。なお、人身事故の場合には、警察署の届出にあたり、人身事故である旨直しく届出をしていただこうようお願いします。

(2)その後、遅滞なく書面により次の事項をお知らせください。

(A)事故の状況

(B)被害者の住所・氏名

(C)目撃者のある場合は、その住所・氏名

(D)損害賠償の請求を受けたときは、その内容

(3)保険金のご請求時に提出いただく書類について 

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます）が保険金の請求を行うときは、次表の書類のうち当社が求めるものをご提出いただきます。

* ①ご提出いただく書類には●を付しています。-が付されている場合は、ご提出いただく必要はありません。

* ②特約に基づいて次表の補償種類以外の補償に関する保険金の請求を行うときは、次表の書類のほか、各特約に定める書類をご提出いただきます。

* ③損害賠償請求権者が当社に損害賠償額を直接請求する場合は、次表の「1. 相手方への補償」に●を付した書類のうち当社が求めるものをご提出いただきます。

* ④事故の内容、損害額、傷害の程度等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

<保険金請求に必要な書類>

保険金請求に 必要な書類	補償種類				
	1. 相手方への補償		2. おけガの補償		
	対人賠償 保険	対物賠償 保険	自損事故 保険	人身傷害 補償特約	搭乗者傷 害危険補 償特約
保険金請求書	●	●	●	●	●
公の機関が発行する交通事故証明書 またはこれに代わるべき書類	●	●	●	●	●
死亡診断書、逸失利益の算定の基礎 となる収入の額その他の死亡による 損害の額を示す書類および戸籍謄本 (死亡に関して支払われる保険金を 請求する場合)	●	-	●	●	●
後遺障害診断書および逸失利益の算 定の基礎となる収入の額その他の後 遺障害による損害の額を示す書類 (後遺障害に関して支払われる保険 金を請求する場合)	●	-	●	●	●
診断書、治療等に要した費用の領收 書および休業損害の額その他の傷害 による損害の額を示す書類（傷害に 関して支払われる保険金を請求する 場合）	●	-	●	●	●
示談書・判決書等、被保険者が損害 賠償請求権者に対して負担する法律 上の損害賠償責任の額を示す書類お よび損害賠償金の支払いまたは損害 賠償請求権者の承諾があつたことを 示す書類	●	●	-	-	-
被害物の価額を確認できる書類、被 害物の修理等に要する費用の見積書 または領収書、被害物の写真・画像 データ	-	●	-	-	-
上記のほか、損害賠償請求権者が 被つた損害の額および損害賠償請求 権者またはその代理人であることを 示す書類	●	●	-	-	-
被保険者が負担した費用の額を示す 書類	●	●	-	●	-
自動車検査証等、自動車その他の物 の所有者・使用者を示す書類	●	●	●	●	●
レンターゲンフィルム等検査資料その 他の後遺障害の内容・程度を示す書 類	●	-	●	●	●
自動車損害賠償責任保険証明書等、 自賠責保険等への加入を示す書類	●	-	-	-	-
借用自動車の使用にあたって、正當 な権利を有する者の承諾があつたこ とを示す書類	●	●	●	●	●
借用自動車の契約内容を示す書類	●	●	●	●	●
住民票、戸籍謄本等、同居等の事実 または親族等の関係を示す書類	●	●	●	●	●
雇用契約、請負契約、委託契約等、 保険契約等と他者との間の契約内 容を示す書類	●	●	●	●	●
保険金請求等に関する委任状、印鑑 証明書、代表者事項証明書	●	●	●	●	●

事故発生の日時、場所および状況等 を当社にご通知いただく書類	●	●	●	●	●
当社が保険金を支払うために必要な 事項の確認にかかる同意書	●	●	●	●	●
被保険者が被つた損害に対して支払 われることが決定し、または既に支 払われた保険金、給付金、損害賠償 金等がある場合は、その額を示す書 類	●	●	-	●	-

■重度の後遺障害が生じて意思能力を喪失した等、被保険者または損害賠償請求権者に保険金または損害賠償額を請求できない事情がある場合は、これらの方の親族のうち一定の条件を満たす方が代理人として、保険金または損害賠償額を請求できる場合があります（代理請求人制度）。

■当社は、保険金請求に必要な書類（注1）をご提出いただけてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認（注2）を終えて保険金をお支払いします。（注3）

(注1) 保険金請求に必要な書類は、上記「保険金請求に必要な書類」をご確認ください。「代理請求人制度」をご利用の場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。

(注2) 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他当社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3) 必要な事項の確認を行なうために、警察など公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、当社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款・特約でご確認ください。

2. 必ずご相談を

次の場合は事前に必ず当社にご相談ください。

(1) 被害者と示談される場合

被害者から損害賠償の請求を受けたときは、必ず当社にご相談ください。当社の承認なくご契約者（被保険者）ご自身で被害者と示談された場合には、保険金の一部または全部が支払われないことがあります。

【示談交渉】 

対人および対物に関する賠償事故が起きた場合には、当社は記名被保険者と相手方（被害者）との示談交渉の進め方やその内容についての相談、示談書の作成についての援助など事故解決のためのお手伝いをします。記名被保険者が相手方から損害賠償の請求を受けたときは、当社は、記名被保険者のお申出があり、かつ、相手方の同意が得られれば、記名被保険者のために当社が相手方との示談交渉を当社の費用により引き受けします。

【示談交渉を行うことができない場合】

- ・対物事故において、記名被保険者が負担する損害賠償責任の額が対物保険金額を明らかに超える場合
- ・記名被保険者に賠償責任が発生しない被害事故の場合
- ・記名被保険者が正当な理由なく当社への協力を拒まれたなどの場合
- ・相手方が当社との交渉に同意されない場合

(2) 損害賠償責任に関する訴訟を提起される場合

必ず当社にご通知のうえご相談ください。ご通知がないと保険金をお支払できないことがあります。

3. 被害者には誠意をもって

対人事故・対物事故を起こされた場合には、被害者へのお見舞い、お詫び等できる限り被害者への誠意を尽くしていただくことが円満解決のポイントです。

<各補償・特約のお支払いする保険金とその額>

詳細については普通保険約款・特約をご確認ください。

保険・特約の名称	補償の内容
対人賠償保険 (普通保険約款・ 対人賠償条項) ※自動セット	記名被保険者が借用自動車を運転しているときに生じた自動車事故により、歩行者、相手の車に搭乗中の方、借用自動車に搭乗中の方など他人を死傷させ記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合、被害者の方1名ごとに自賠責保険等から支払われる額を超過する損害について補償します（注）。万一の場合に備え、補償は「保険金額無制限」での引受けとなります。
対物賠償保険 (普通保険約款・ 対物賠償条項) ※自動セット	記名被保険者が借用自動車を運転しているときに生じた自動車事故により、他の車や建物など他の人の財物に損害を与えた場合、記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害について、1事故あたり、保険金額を限度として補償します（注）。

(注) 示談に要した費用や訴訟費用または仲裁、和解もしくは調停に要した費用等については、当社の書面による同意がある場合には、お支払いする保険金とは別枠で当社の承認した金額をお支払いします。また、対人賠償保険については、借用自動車に自賠責保険等が締結されていない場合は、自賠責保険等で支払われるべき保険金も支払われます。

＜保険金をお支払いしない主な場合＞



特にご注意ください

この保険では、次に掲げる損害または傷害に対しては保険金をお支払いできません。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますので、ご参照ください。

		被保険者の故意・重大な過失により生じた事故による損害または傷害	酒気を帯びた状態、無免許・麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態での事故による損害または傷害	台風・洪水・高潮による損害または傷害	配偶者・父母・子に対する損害賠償	受託物に関する損害賠償
賠償	対人賠償保険	× (注)	○	×	×	—
	対物賠償保険	× (注)	○	×	×	×
	搭乗者傷害危険補償特約	△	△	○		
	人身傷害補償特約	△	△	○		
	自損事故保険	△	△	○		
	車両損害臨時費用補償特約（車対車限定）	×	×	×		
	自転車賠償特約	× (注)	○	×	×	×

○：保険金をお支払いします。 ×：保険金をお支払いできません。 △：その被保険者の傷害についてお支払いできません。 —：対人賠償の対象外です。

(注) 重大な過失により生じた事故による損害については保険金をお支払いします。

* 1 記名被保険者が勤務先の所有する自動車を業務のために運転している際に起きた賠償事故・自損事故・搭乗者傷害事故・人身傷害事故については、保険金のお支払いの対象外となります。

* 2 車両損害臨時費用補償特約（車対車限定）については、上表において「損害または傷害」とあるのは、「滅失、破損または汚損」と読み替えて適用します。また、上表に加え、車両損害臨時費用補償特約（車対車限定）でお支払いできない主な滅失、破損または汚損は以下のとおりとなります。

- (a) ダイヤのみに生じた滅失、破損または汚損
- (b) 欠陥、自然消耗（摩滅、さび、腐しょく等）による滅失、破損または汚損
- (c) 故障（電気的・機械的故障）による滅失、破損または汚損
- (d) 取り外された部品や付属品の滅失、破損または汚損
- (e) 詐欺、横領による滅失、破損または汚損
- (f) 航空機、船舶で輸送中の滅失、破損または汚損

さらに、下記に該当する場合についても、車両損害臨時費用補償特約（車対車限定）において保険金はお支払いできません。
・相手自動車に対する法律上の損害賠償責任が発生しないとき。
・借用自動車が、不特定の借主に有償貸渡すことを目的とするレンタカー等の自動車である場合において、レンタカーカー会社が締結している対物賠償保険等に免責金額の適用がないか、もしくは免責金額の適用があつても「免責補償制度」から給付を受けるなどの理由により、相手自動車に対する法律上の損害賠償責任を負うことによる損害の全額が補償されるとき。

なお、「免責補償制度」とは、レンタカーカー会社がレンタカーカー借用人にオプションとして提供している制度で、借用人がレンタカーカー借用人時に一定の対価を払うことによって、レンタカーカー会社が締結している対物賠償保険や車両保険の免責金額相当額を補償するものです（レンタカーカー会社によって名称・内容は異なることがあります）。

* 3 各傷害保険において、以下の損害または傷害については保険金をお支払いできません。
(a) 被保険者の闘争行為・自殺行為・犯罪行為によって生じた損害または傷害
(b) 被保険者の脳疾患・疾病・心神喪失によって生じた損害または傷害

* 4 上表の各保険・特約いずれにおいても、以下の損害または傷害についてはすべて補償の対象外であり、保険金をお支払いできません。

- (a) レース・ラリーなど競技・曲技に使用すること、またはこれらを目的とする場所で使用することにより生じた損害または傷害
- (b) 借用自動車に危険物を業務として積載、または借用自動車が、危険物を業務として積載した被牽引自動車を牽引することにより生じた損害または傷害
- (c) 地震・噴火・それらによる津波による損害または傷害
- (d) 戦争・革命・反乱・紛争・核燃料・放射能による損害または傷害

なお、車両損害臨時費用補償特約（車対車限定）については、「損害または傷害」とあるのは「滅失、破損または汚損」と読み替えて適用します。

人身傷害補償特約 「一般タイプ」 「借用自動車運転中のみタイプ」	記名被保険者や記名被保険者の運転する借用自動車に搭乗中の方が自動車事故で死傷された場合、ご自身の過失割合にかかわらず、死傷され方（またはその父母・配偶者・子）が被る損害について、実損害額（傷害の場合は治療費や休業損害など、死亡や後遺障害の場合は逸失利益などの実損害額）の全額を、当社普通保険約款・特約に定める「人身傷害補償特約損害額基準」に従って被保険者1名につき保険金額を限度として、被保険者ごとに補償します。 なお、借用自動車運転中のみ補償特約（人身傷害に関する借用自動車運転中のみ補償特約）をセッティングした「借用自動車運転中のみタイプ」の場合は、補償の範囲が記名被保険者の運転する借用自動車に搭乗中の方のみに限定されます。（この特約をセッティングしない場合を「一般タイプ」としています。）（注1）
搭乗者傷害危険補償特約	記名被保険者の運転する借用自動車に搭乗中の方が自動車事故で死傷された場合に、実際の治療費等にかかわらず、保険金額に基づいて、被保険者ごとに、以下のとおり保険金をお支払いします。ただし、事故発生の日から180日以内の死亡・後遺障害または治療が対象となります。 ・死亡保険金：被保険者が死亡された場合、保険金額の全額をお支払いします（注2）。 ・後遺障害保険金：被保険者が後遺障害を被られた場合、保険金額に後遺障害の程度に応じた割合（4～100%）を乗じた額をお支払いします。 ・医療保険金：被保険者が5日以上入院または通院された場合は一律10万円、5日未満の場合は一律1万円をお支払いします。 医療保険金は、治療中でも早期に保険金をお支払いしますので、当座の費用としてご利用いただけます。
自損事故保険 (普通保険約款・ 自損事故条項)	記名被保険者が借用自動車を運転しているときに生じた自動車事故により、借用自動車に搭乗中の記名被保険者またはその家族が死傷し、単独事故（ガードレール・電柱・家庭等に衝突などの事故）など自賠責保険等で保険金が支払われない場合に、被保険者ごとに以下のとおり保険金をお支払いします。 ・死亡保険金：被保険者が死亡された場合、1,500万円をお支払いします（注2）。 ・後遺障害保険金：被保険者が後遺障害を被られた場合、後遺障害の程度に応じて50～2,000万円をお支払いします。 ・医療保険金：被保険者が入院された場合は1日につき6,000円、通院された場合は1日につき4,000円をそれぞれお支払いします。ただし、1事故につき100万円を限度とします。
(注1) ○ ○：補償されます ○ ×：補償されません	

事故の種類	記名被保険者の運転する借用自動車に搭乗中の事故	借用自動車以外の自動車に搭乗中（運転中を除く）の事故	歩行中等の自動車事故
契約タイプ	○ (搭乗者全員)	○(記名被保険者のみ)	○(記名被保険者のみ)
借用自動車運転中のみタイプ	○ (搭乗者全員)	×	×

※「借用自動車以外の自動車」とは、記名被保険者、記名被保険者の配偶者および記名被保険者の同居の親族が所有または常時使用するお車などを除きます。なお、用途・車種が自家用6車種、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）、特種用途自動車（キャンピング車）、二輪自動車・原動機付自転車であるものおよびバス、タクシーが対象車種となります。

(注2) 搭乗者傷害危険補償特約、自損事故保険において死亡保険金を支払う場合、1回の事故につき、同一の被保険者に対し既に支払った後遺障害保険金があるときは保険金額（自損事故保険の場合は1,500万円）から既に支払った後遺障害保険金の額を差し引いてその残額をお支払いします。

保険・特約の名称	補償の内容
搭乗死亡等対象外特約（搭乗者傷害の死亡・後遺障害補償対象外特約）	搭乗者傷害危険補償特約の死亡保険金および後遺障害保険金をお支払い対象外とし、医療保険金のみをお支払いする特約です。
搭乗者傷害危険補償特約をセッティングした場合にセッティング可能。	
車両損害臨時費用補償特約（車対車限定）	記名被保険者が運転する借用自動車が、相手を確認できる他の車との衝突等の事故により滅失、破損または汚損した場合の臨時費用として保険金額の全額をお支払いします。ただし、対物賠償保険より保険金が支払われる場合に限ります。
自転車賠償特約（自転車運転者損害賠償責任補償特約）	記名被保険者が自転車を運転しているときに生じた対人賠償・対物賠償に関する事故につき、対人賠償保険・対物賠償保険の規定を適用して補償します。
その他	

<保険料について>

保険料は、等級別料率制度、始期日における記名被保険者の年齢等によって決定されます。当社では、損害率の動向等に応じて保険料の見直しを随時行っており、保険料は予告なく変更となる場合がありますので、前年のご契約が無事故でもご継続の際に保険料が高くなる場合があります。

1. 等級別料率制度

後述の<等級別料率制度について>をご参照ください。

2. 保険料の割引制度（eサービス（証券不発行）割引）

当社 Web サイトからお申込み・ご契約いただく際に eサービス（証券不発行）特約をセットされ、保険証券の発行を請求されない場合に、保険料を 500 円割り引きます。（月払の場合には、この割引を適用した金額を基準として、月払保険料を計算します。）

<等級別料率制度について>

1. 等級別料率制度について

(1) 等級別料率制度

前契約の保険事故の有無や件数等に基づき 1 等級から 20 等級までの等級、「無事故」「[事故有]」の区分、事故有係数適用期間を決定し保険料を割引・割増する制度です。等級および事故有係数適用期間は、他の損害保険会社からも引き継ぐことができますが、自動車保険、バイク保険との間では相互に引き継ぐことができません。

(2) 等級別料率制度における割増率の適用方法

(A) 前契約がなく、初めてドライバー保険をご契約される方

初めてドライバー保険をご契約される場合は 6 等級となり、1.9%（注 1）（注 2）の割引率が適用されます。また、事故有係数適用期間は 0 年となります。

（注 1）ご契約の始期日時点における割引率であり、将来変更となる場合があります。

（注 2）一部の特約については、本割引率が適用されません。また、「無事故」／「[事故有]」の区分はありません。なお、実際にご契約いただくお客様の保険料は、本割引率に加え、その他の要素（前述の<保険料について>ご参照）等により算出されます。

(B) 前契約の等級を引き継ぎ、ご契約される方

下記【等級の決定方法】および【事故有係数適用期間の決定方法】により、継続契約の等級および事故有係数適用期間が決定されます（注）。事故有係数適用期間が 0 年となる場合は、後述の<等級別割増率表>「無事故」の割増率が適用され、事故有係数適用期間が 1 ~ 6 年となる場合は、その期間中は同表の「[事故有]」の割増率が適用されます。

（注）継続手続後でも等級、事故有係数適用期間を修正する場合

次の場合には、継続手続後であっても等級、事故有係数適用期間を修正します。なお、等級、事故有係数適用期間の修正によって割増率が変更となる場合には、保険料を追加請求または返還しますので、ご了承ください。

- ・お見積りもの作成時以降や、ご契約締結から保険料開始までの間に事故があった場合
- ・事故として件数に算入した未払事故または未請求事故が、結果的に保険金の支払対象事故ではないことが確定した場合（事故件数として数えません。）
- ・前契約の保険期間中に発生した事故のうち、その報告がされていなかった事故について、通知および保険金請求を受けた場合（その事故を前契約の事故として取り扱います。）
- ・前契約が解除された場合 等

[等級の決定方法]

前契約の満期日または解約日の翌日から 7 日以内に継続契約がある場合で、前契約の保険期間が 1 年のとき（注 1）、継続契約の等級は次のとおり決定されます。

前契約の事故の区分（注 2）	継続契約の等級
無事故／ノーカウント事故のみ	前契約の等級から「1つ」上ります。
3 等級ダウン事故	前契約の等級から事故件数 1 件につき「3つ」下ります。

[事故有係数適用期間の決定方法（注 3）]

前契約の満期日または解約日の翌日から 7 日以内に継続契約がある場合で、前契約の保険期間が 1 年のとき（注 1）、継続契約の事故有係数適用期間は次のとおり決定されます。

- ・前契約に 3 等級ダウン事故が生じた場合は事故件数 1 件につき「3 年」を、前契約の事故有係数適用期間に加算します。（注 2）
- ・保険期間を満了するごとに、保険金をお支払いする事故の有無にかかわらず「1 年」を減算します。ただし、前契約の事故有係数適用期間が 0 年の場合は「1 年」を減算しません。
- ・事故有係数適用期間の上限は「6 年」とし、下限は「0 年」とします。

（注 1）前契約の保険期間が 1 年以外のご契約の場合は、取扱いが異なります。

（注 2）事故の区分は後述の「（3）等級別料率制度における事故の取扱い」をご参照ください。

（注 3）前契約が「無事故・事故有」別の等級別料率制度を採用していない他の保険会社との契約の場合で、前契約より前のご契約が次の条件をすべて充たしているときは、前契約まで「無事故・事故有」別の等級別料率制度を採用しているものとみなして、継続契約の事故有係数適用期間が決定されます。

- ・継続契約の始期日を含めて過去 13 ヶ月以内に満期日、解約日または解除日があること

・「無事故・事故有」別の等級別料率制度を採用している保険会社または共済とのご契約であること

・2013 年 4 月 1 日以降を始期日とする契約であること

<等級別割増率表>

等級	割増					割引					
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
割増率 （%） (注)	無事故	6.4	2.8	1.2	2	1.3	1.9	3.0	4.0	4.3	4.5
	事故有	6.4	2.8	1.2	2	1.3	1.9	2.0	2.1	2.2	2.3

等級	割引										
	1.1	1.2	1.3	1.4	1.5	1.6	1.7	1.8	1.9	2.0	
割増率 （%） (注)	無事故	4.7	4.8	4.9	5.0	5.1	5.2	5.3	5.4	5.5	6.3
	事故有	2.5	2.7	2.9	3.1	3.3	3.6	3.8	4.0	4.2	4.4

（注）実際にご契約いただくお客様の保険料は、本割増率に加え、その他の要素（前述の<保険料について>ご参照）等により算出されます。

(3) 等級別料率制度における事故の取扱い

等級別料率制度において、保険金をお支払いする事故があった場合には事故内容により次の①～②の区分となります。

① 3 等級ダウン事故 (注)	下記の「②ノーカウント事故」に該当しない事故をいいます。
② ノーカウント事故	搭乗者傷害危険補償特約、人身傷害補償特約、自転車運転者損害賠償責任補償特約に係る保険金のみお支払いした事故をいいます。

（注）保険金をお支払いする事故があった前契約の始期日が 2013 年 3 月 31 日以前の場合は「カウント事故」として取り扱います。

※ 1 事故の種類・事故の内容については、損害保険各社により扱いが異なる場合があります。

※ 2 事故連絡をいただいて、保険金がまだ支払われていない事故も含みます。

(4) 等級の引継ぎに関するご注意

（A）前契約がなく、今回のご契約の始期日が、前契約の保険証券上に記載された満期日（前契約を解約・解除された場合は前契約の解約日・解除日）の翌日から起算して 8 日以上となる場合は、原則、前契約の等級の引継ぎはできませんが、前契約の等級（ご契約の保険期間中に事故があった場合は、事故内容・事故件数等により決定された等級とします。）が 1 ~ 6 等級の場合は、前契約の満期日・解約日または解除日の翌日から 13 ヶ月以内の日を始期日とする継続契約に前契約の等級が引き継がれます。（前契約の等級が 7 等級以上の場合は、6 等級となります。）

また、前契約の事故有係数適用期間が引き継がれます。（前契約の保険期間が 1 年の場合であっても、事故有係数適用期間の減算はありません。）

（B）前契約の保険証券上に記載された満期日と今回のご契約の始期日が異なる場合でも、今回のご契約の始期日が、前契約の保険証券上に記載された満期日（前契約を解約・解除された場合は前契約の解約日・解除日）の翌日から起算して 7 日以内の場合は、前契約の等級および事故有係数適用期間の引継ぎを行います。

2. 契約後の他社との等級に関する情報の確認について

等級の適正な引継ぎを行うために、等級制度に参加している保険会社間で前契約の記名被保険者、保険期間・等級・事故有係数適用期間・事故件数等を確認させていただきます。ただし、現行の制度では当社でご契約いただく前に、前契約のそれらの項目を確認することができますが、確認のために保険期間の開始後 4 ヶ月程度の時間がかかる場合があります。万一、等級・事故有係数適用期間に誤りがあることが判断した場合は、始期日にさかのばりご契約内容の訂正と保険料の追加・返還が必要となります。なお、保険料が追加となる場合に追加保険料の払込みに応じていただけないときなどは、ご契約を解除させていただくことがあります。

<事故対応に付随するサービスについて>

事故対応に付随するサービスは、保険契約とは別に当社がお客様サービスとして提供するものです。サービスの内容や範囲につきましては、予告なしに変更することがありますので、最新の内容は当社 Web サイトでご確認ください。

<普通保険約款および特約の適用について>

1. 自動車運転者損害賠償責任保険・普通保険約款の適用について

普通保険約款は、保険証券に条項名または保険金額が記載されている項目について適用されます。なお、第 4 章基本条項については、全ての契約に適用されます。

2. 自動車運転者損害賠償責任保険・特約の適用について

特約は、原則保険証券に表示されている特約（注）について適用されます。

（注）後述の<特約一覧>をご参照ください。

＜保険用語のご説明＞



この「約款のしおり」で使用しております用語につきご説明いたします。なお、この「保険用語のご説明」に記載している内容は、保険用語について的一般的な説明です。実際の保険金等のお支払いの条件は普通保険約款および特約の規定に基づきますのでご注意ください。

用語	ご説明
あ あ あ あ	相手を確認できる他の車 登録番号等およびその運転者または所有者の住所・氏名が確認できた車（原動機付自転車を含みます。）のことをいいます。
	医学的他覚所見 理学的検査、経済学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
	逸失利益 事故がなければ得られたはずの将来（死亡後または症状固定後）の利益をいいます。
か か	解約日 保険期間の中途で保険契約が解約された日をいいます。
危険物 危険物	家族 「記名被保険者の配偶者」「記名被保険者またはその配偶者の同居の親族」「記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子」をいいます。
	道路運送車両の保安基準第1条に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第2条に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法第2条に定める毒物もしくは劇物をいいます。 (例) ガソリン、灯油、軽油、重油
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
原動機付自転車 原動機付自転車	二輪の場合は原動機の総排気量が125cc以下（原動機の総排気量が50cc超125cc以下の側車付二輪自動車は除きます。）または定格出力が1.00キロワット以下のものをいい、の他のものの場合は原動機の総排気量が50cc以下または定格出力が0.60キロワット以下のものをいいます。
	後遺障害 治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを除きます。
さ さ	始期日 保険期間の初日をいいます。
	事故有効期間 等級制度における等級別の「無事故」／「事故有」の割増引率のうち「事故有」の割増引率を適用する期間（始期日時点における残り年数）(注)のことをいいます。 (注) 事故有効期間が0年のときは、「無事故」の割増引率を適用します。
借用自動車	記名被保険者がその使用について正当な権利を有する方の承諾を得て使用または管理されている自動車（原動機付自転車を含みます。）をいいます。ただし、その用途・車種が、自家用6車種・自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）・特種用途自動車（キャンピング車）・二輪自動車・原動機付自転車のいずれかであるものに限ります。また、記名被保険者、その配偶者または記名被保険者の同居の親族が所有している自動車（所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。）、記名被保険者が役員となっている法人が所有する自動車はいずれも借用自動車とはなりませんので、ご注意ください。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
親族	配偶者、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
自家用6車種	用途・車種が、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用軽四輪貨物車、自家用小型貨物車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）に該当する自動車をいいます。
自賠責保険等	自動車損害賠償保険法に基づく責任保険（自賠責保険）または責任共済（自賠責共済）をいいます。
前契約	新契約の始期日から過去13ヶ月以内に契約していた、記名被保険者を同一とするドライバー保険の契約で、まだ、どの契約にも等級を引き継いでいない契約をいいます。
た た た た	治療 医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
通院	治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。
等級	ドライバー保険に適用する保険料割増引制度で、1等級から20等級までの等級区分に分かれています。等級は、他の損害保険会社からも引き継ぐことができます。（自動車保険やバイク保険のノンフリート等級を引き継ぐことはできません。）
特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。

な は	入院 治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一である方が婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方（注）を含みます。 (注) 性別が同一である方の場合は、所定の資料等により確認させていただきますので、当社お客さまセンターまでご連絡ください。
被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます。
普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	普通保険約款および保険契約にセットされる特約により支払われるべき金銭をいいます。
保険金額	保険契約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載の保険金額をいいます。
保険契約者	当社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
保険料	保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
ま ま	満期日 保険期間の末日をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。
や や	用途・車種 登録番号標等（ナンバープレート）上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用軽四輪貨物車、自家用小型貨物車（注）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）（注）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）（注）、特種用途自動車（キャンピング車）、二輪自動車、原動機付自転車の区分をいいます。 (注) 自家用小型貨物車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）についてはダンプ装置のあるものは含みません（補償の対象外となります）。

自動車運転者損害賠償責任保険 普通保険約款

「用語の定義」

この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯される特約において使用される用語の意味は、それぞれ次の定義によります。ただし、この普通保険約款に付帯される特約において別途用語の定義がある場合は、それによります。

用語	定義
あ 医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
か 危険	損害または傷害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算する基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
契約意思の表示	当会社に対し保険契約申込みの意思の表示をすることをいいます。
契約情報画面等	当会社がインターネット上に掲示する契約情報掲示および入力画面をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能的重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、次のいずれかとすることによって当会社が告知を求めるものをいいます ^(注) 。 ① 基本条項第2条（保険契約の申込み）（1）①に定める方法により保険契約の申込みを受ける場合は、契約情報画面等の表示事項 ② 基本条項第2条（1）②に定める方法により保険契約の申込みを受ける場合は、その際に、電話、情報処理機器等の通信手段によって提示を要請した事項 （注）他の保険契約等に関する事項を含みます。
さ 失効	この保険契約の全部または一部の効力を将来に向かって失うことをいいます。
自動車	原動機付自転車を含みます。
自賠責保険等	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険または責任共済をいいます。
借用自動車	記名被保険者がその使用について正当な権利を有する者の承諾を得て使用または管理中の自動車であって、かつ、その用途車種が次のいずれかに該当する自動車であるものをいいます。ただし、記名被保険者、その配偶者または記名被保険者の同居の親族が所有する自動車 ^{(注)1} および記名被保険者が役員 ^{(注)2} となっている法人の所有する自動車 ^{(注)1} を除きます。 ① 自家用普通乗用車 ② 自家用小型乗用車 ③ 自家用軽四輪乗用車 ④ 自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下） ⑤ 自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下） ⑥ 自家用小型貨物車 ⑦ 自家用軽四輪貨物車 ⑧ 特種用途自動車（キャンピング車） ⑨ 二輪自動車 ⑩ 原動機付自転車 （注1）所有する自動車 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。 （注2）役員 理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
た 対人事故	記名被保険者が借用自動車の運転に起因して他人の生命または身体を害することをいいます。
対物事故	記名被保険者が借用自動車の運転に起因して他人の財物を滅失、破損または汚損することをいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
短期料率	別表IIに掲げる率をいいます。
治療	医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
通院	治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。

な 入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
は 配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
被保険者	この保険契約により補償を受けられる方をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	この保険契約により補償される損害または傷害が生じた場合に、当会社が被保険者または保険金を受け取る被保険者に支払うべき金銭であつて、対人賠償条項・対物賠償条項または自損事故条項およびこの保険契約に適用される特約により支払われるべき保険金をいいます。ただし、自損事故条項については、死亡保険金、後遺障害保険金または医療保険金をいいます。
保険金額	この保険契約により補償される損害が発生した場合に当会社が支払うべき保険金の限度額であつて、保険証券記載の保険金額をいいます。
ま 未婚	これまでに婚姻がないことをいいます。
無効	この保険契約のすべての効力が、この保険契約締結時から生じなかつたものとして取り扱うことをいいます。
や 用途車種	登録番号標等 ^{(注)3} 上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。 （注）登録番号標等 車両番号標および識別番号標を含みます。
ら レンタカー等の自動車	不特定の借主に有償で貸し渡すことを目的とする自動車をいい、1年以上を期間とする貸借契約により貸し渡すものを除きます。

第1章 対人賠償条項

第1条（用語の定義）

この対人賠償条項において使用される用語の意味は、「用語の定義」によります。

第2条（保険金を支払う場合）

- 当会社は、対人事故により、記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この対人賠償条項および基本条項に従い、保険金を支払います。
- 当会社は、1回の対人事故による（1）の損害に対しては、自賠責保険等によって支払われる金額がある場合には、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合－その1）

- 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
 ① 保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人^{(注)1}の故意
 ② 戦争、外國の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他のこれらに類似の事変または暴動^{(注)2}
 ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 ④ 台風、洪水または高潮
 ⑤ 核燃料物質^{(注)3}もしくは核燃料物質^{(注)3}によって汚染された物^{(注)4}の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれら特性に起因する事故
 ⑥ ⑤に規定以外の放射線照射または放射能汚染
 ⑦ ②から⑥までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 ⑧ 借用自動車を競技もしくは曲技^{(注)5}のために使用すること、または借用自動車を競技もしくは曲技^{(注)5}を行うことを目的とする場所において使用^{(注)6}すること。
 ⑨ 借用自動車に危険^{(注)7}を業務^{(注)8}として横載すること、または借用自動車が、危険物^{(注)7}を業務^{(注)8}として積載した被牽引自動車を牽引すること。
 ⑩ 借用自動車を空港^{(注)9}内で使用している間に生じた事故
 ⑪ 法定代理人
 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注）暴動
 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- （注）3 核燃料物質
 使用済燃料物質を含みます。
- （注）4 核燃料物質によって汚染された物
 原子核分裂生成物を含みます。
- （注）5 競技もしくは曲技
 競技または曲技のための練習を含みます。
- （注）6 使用
 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
- （注）7 危険物
 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条（用語の定義）に定

める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)第2条(定義)に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条(定義)に定める毒物もしくは劇物をいいます。

(注8) 業務

家事を除きます。

(注9) 空港

飛行場およびヘリポートを含みます。

(2) 当会社は、記名被保険者が損害賠償に関し第三者との間に特約を締結している場合は、その特約によって加重された損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

(3) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に生じた事故により、記名被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。

① 記名被保険者の使用者の業務^(注1)のために、その使用者の所有する自動車^(注2)を運転している場合

② 自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運輸代行等自動車を取り扱う業務として受託した自動車を運転している場合

(注1) 業務

家事を除きます。

(注2) 所有する自動車

所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。

第4条 (保険金を支払わない場合ーその2)

当会社は、対人事故により次のいずれかに該当する者の生命または身体が害された場合には、それによって記名被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 記名被保険者の父母、配偶者または子

② 記名被保険者の業務^(注)に従事中の使用人

(注) 業務

家事を除きます。

第5条 (当会社による援助)

記名被保険者が対人事故にかかる損害賠償の請求を受けた場合には、当会社は、記名被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が記名被保険者に対して支払責任を負う限度において、記名被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。

第6条 (当会社による解決)

(1) 記名被保険者が対人事故にかかる損害賠償の請求を受けた場合、または当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、当会社は、当会社が記名被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、記名被保険者の同意を得て、記名被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続^(注)を行います。

(注) 訴訟の手続

弁護士の選任を含みます。

(2) (1)の場合には、記名被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

(3) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。

① 記名被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額が、保険証券記載の保険金額および自賠責保険等によって支払われる金額の合計額を明らかに超える場合

② 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合

③ 正当な理由がなく記名被保険者が(2)に規定する協力を拒んだ場合

第7条 (損害賠償請求権者の直接請求権)

(1) 対人事故によって記名被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が記名被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して(3)に定める損害賠償額の支払を請求することができます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、当会社がこの対人賠償条項および基本条項に従い記名被保険者に対して支払うべき保険金の額^(注)を限度とします。

① 記名被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、記名被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合

② 記名被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、記名被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合

③ 損害賠償請求権者が記名被保険者に対する損害賠償請求権行使しないことを記名被保険者に対して書面で承諾した場合

④ (3)に定める損害賠償額が保険証券記載の保険金額^(注)を超えることが明らかになつた場合

⑤ 法律上の損害賠償責任を負担すべき記名被保険者について、次のいずれかに該当する事由があつた場合

ア. 記名被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明

イ. 記名被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。

(注) 同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

(3) 前条およびこの条の損害賠償額とは、次の算式によって算出した額とします。

記名被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額

自賠責保険等によって支払われる金額

記名被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額

= 損害賠償額

(4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が記名被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。

(5) (2)の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行つた場合は、その金額の限度において当会社が記名被保険者に、その記名被保険者の被る損害に對して、保険金を支払つたものとみなします。

第8条 (費用)

保険契約者または記名被保険者が支出した次の費用^(注)は、これを損害の一部とみなします。

① 基本条項第19条(事故発生時の義務)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用

② 基本条項第19条④に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

③ 対人事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められた手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用

④ 対人事故に関して記名被保険者の行う折衝または示談について記名被保険者が当会社の同意を得て支出した費用、および第6条(当会社による解決)(2)の規定により記名被保険者が当会社に協力するために要した費用

⑤ 損害賠償に関する争訟について、記名被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

(注) 費用

収入の喪失を含みません。

第9条 (支払保険金の計算)

(1) 1回の対人事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、生命または身体を害された者1名につき、それぞれ保険証券記載の保険金額を限度とします。

記名被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 + 前条①から③までの費用 - によって支払われる金額 = 保険金の額

(2) 当会社は、(1)に定める保険金のほか、次の額の合計額を支払います。

① 前条④および⑤の費用

② 第6条(当会社による解決)(1)の規定に基づく訴訟または記名被保険者が当会社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

第10条 (仮払金および供託金の貸付け等)

(1) 第5条(当会社による援助)または第6条(当会社による解決)(1)の規定により当会社が記名被保険者のための援助または解決にあたる場合には、当会社は、生命または身体を害された者1名につき、それぞれ保険証券記載の保険金額^(注)の範囲内で、仮返分命令に基づく仮払金を無利息で記名被保険者に貸し付け、また、仮差押を免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当会社の名において供託し、または供託金に付されると同率の利息で記名被保険者に貸し付けます。

(注) 保険金額

同一事故につき既に当会社が支払った保険金または第7条(損害賠償請求権者の直接請求権)の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

(2) (1)により当会社が供託金を貸し付ける場合には、記名被保険者は、当会社のために供託金^(注)の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。

(注) 供託金

利息を含みます。

(3) (1)の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、第7条(損害賠償請求権者の直接請求権)(2)ただし書および前条(1)ただし書の規定は、その貸付金または供託金^(注)を既に支払った保険金とみなして適用します。

(注) 供託金

利息を含みます。

(4) (1)の供託金^(注)が第三者に還付された場合には、その還付された供託金^(注)の限度で、(1)の当会社の名による供託金^(注)または貸付金^(注)が保険金として支払われたものとみなします。

(注1) 供託金

利息を含みます。

(注2) 貸付金

利息を含みます。

(5) 基本条項第22条(保険金の請求)の規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、(1)の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

第11条 (先取特権)

(1) 対人事故にかかわる損害賠償請求権者は、記名被保険者の当会社に対する保険金請求権^(注)について先取特権を有します。

(注) 保険金請求権

第8条（費用）の費用に対する保険金請求権を除きます。

- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
- ① 記名被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から記名被保険者に支払う場合^(注1)
 - ② 記名被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、記名被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 記名被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が（1）の先取特権を使用したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 記名被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が記名被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から記名被保険者に支払う場合^(注2)

(注1) 記名被保険者が賠償した金額を限度とします。

(注2) 損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

- (3) 保険金請求権^(注3)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権^(注4)を質権の目的とし、または（2）③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、（2）①または④の規定により記名被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 保険金請求権

第8条（費用）の費用に対する保険金請求権を除きます。

第12条（損害賠償請求権者の権利と記名被保険者の権利の調整）

保険証券記載の保険金額が、前条（2）②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と記名被保険者が第8条（費用）の規定により当会社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当会社は、記名被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行ふものとします。

第2章 対物賠償条項

第1条（用語の定義）

この対物賠償条項において使用される用語の意味は、「用語の定義」によります。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、対物事故により、記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この対物賠償条項および基本条項に従い、保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合－その1）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人^(注1)の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注2)
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 台風、洪水または高潮
- ⑤ 核燃料物質^(注3)もしくは核燃料物質^(注4)によって汚染された物^(注4)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれら特性に起因する事故
- ⑥ ⑤に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑦ ②から⑥までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑧ 借用自動車を競技もしくは曲技^(注5)のために使用すること、または借用自動車を競技もしくは曲技^(注5)を行うことを目的とする場所において使用^(注6)すること。
- ⑨ 借用自動車に危険物^(注7)を業務^(注8)として積載すること、または借用自動車が、危険物^(注7)を業務^(注8)として積載した被牽引自動車を牽引すること。
- ⑩ 借用自動車を空港^(注9)内で使用している間に生じた事故

(注1) 法定代理人

保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注4) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注5) 競技もしくは曲技

競技または曲技のための練習を含みます。

(注6) 使用

救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

(注7) 危険物

道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条（用語の定義）に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第2条（定義）に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条（定義）に定める毒物もしくは劇物をいいいます。

(注8) 業務

家事を除きます。

(注9) 空港

飛行場およびヘリポートを含みます。

- (2) 当会社は、記名被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から記名被保険者に支払う場合^(注1)
- (3) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に生じた事故により、記名被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 記名被保険者の使用者の業務^(注1)のために、その使用者の所有する自動車^(注2)を運転している場合
 - ② 自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、貯蔵、運転代行等自動車を取り扱う業務として受託した自動車を運転している場合

(注1) 業務

家事を除きます。

(注2) 所有する自動車

所有権保留条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。

第4条（保険金を支払わない場合－その2）

当会社は、対物事故により記名被保険者またはその父母、配偶者もしくは子の所有、使用または管理する財物が滅失、破損または汚損された場合には、それによって記名被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（当会社による援助）

記名被保険者が対物事故にかかる損害賠償の請求を受けた場合には、当会社は、記名被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が記名被保険者に対して支払責任を負う限度において、記名被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。

第6条（当会社による解決）

- (1) 記名被保険者が対物事故にかかる損害賠償の請求を受け、かつ、記名被保険者が当会社と解決条件について合意している場合、または当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、当会社は、当会社が記名被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、記名被保険者の同意を得て、記名被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続^(注3)を行います。

(注3) 訴訟の手続

弁護士の選任を含みます。

(2) (1) の折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続には、借用自動車に生じた損害にかかる借用自動車の所有者および記名被保険者の損害賠償請求に関するものは含みません。

(3) (1) の場合には、記名被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

(4) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、(1) の規定は適用しません。

- ① 1回の対物事故につき、記名被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が保険証券記載の保険金額を明らかに超える場合
- ② 損害賠償請求権者が当会社と直接、折衝することに同意しない場合
- ③ 正当な理由がなく記名被保険者が(3) に規定する協力を拒んだ場合

第7条（損害賠償請求権者の直接請求権）

(1) 対物事故によって記名被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が記名被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して(3) に定める損害賠償額の支払を請求することができます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3) に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の対物事故につき当会社がこの対物賠償条項および基本条項に従い記名被保険者に対して支払うべき保険金の額^(注4)を限度とします。

- ① 記名被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、記名被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
- ② 記名被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、記名被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合

③ 損害賠償請求権者が記名被保険者に対する損害賠償請求権行使しないことを記名被保険者に対して書面で承諾した場合

④ 法律上の損害賠償責任を負担すべき記名被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合

ア. 記名被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明

イ. 記名被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。

(注4) 支払うべき保険金の額

同一事故につき既に支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

(3) 前条およびこの条の損害賠償額とは、次の算式によって算出された額とします。

$$\boxed{\text{記名被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額}} - \boxed{\text{記名被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金}} = \text{損害賠償額}$$

(4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が記名被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。

(5) (2) または(7) の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が記名被保険者に、その記名被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

(6) 1回の対物事故につき、記名被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額^(注5)が保

険証券記載の保険金額を超えると認められる時以後、損害賠償請求権者は（1）の規定による請求権を行なうことはできず、また当会社は（2）の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。

- ①（2）④に規定する事実があった場合
- ② 損害賠償請求権者が記名被保険者に対して、対物事故にかかる損害賠償の請求を行う場合において、記名被保険者またはその法定相続人のいずれとも折衝することができないと認められる場合
- ③ 当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と記名被保険者との間で、書面による合意が成立した場合

（注）法律上の損害賠償責任の総額

同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。

（7）（6）②または③に該当する場合は、（2）の規定にかかわらず、当会社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、1回の対物事故につき当会社がこの対物賠償額および基本条項に従い記名被保険者に対して支払うべき保険金の額^(注)を限度とします。

（注）支払うべき保険金の額

同一事故につき既に支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差引いた額とします。

第8条（費用）

保険契約者は記名被保険者が支出した次の費用^(注)は、これを損害の一部とみなします。

- ① 基本条項第19条（事故発生時の義務）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
- ② 基本条項第19条④に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
- ③ 対物事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
- ④ 偶然な事故によって借用自動車に積載していた動産^(注)が落下したことにより起因して、落下物を取り片づけるために記名被保険者が負担した費用のうち、あらかじめ当会社の同意を得て支出した取扱費用
- ⑤ 対物事故が発生した場合で、失火ノ責任二閑スル法律（明治32年法律第40号）の適用により記名被保険者に法律上の損害賠償責任が発生しないときにおいて、記名被保険者が道路法（昭和27年法律第180号）第58条（原因者負担金）等の法令に定められる原因者負担金として支出した費用
- ⑥ 対物事故に関して記名被保険者の行う折衝または示談について記名被保険者が当会社の同意を得て支出した費用、および第6条（当会社による解決）（3）の規定により記名被保険者が当会社に協力するためには要した費用
- ⑦ 損害賠償に関する争訟について、記名被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

（注）費用

収入の喪失を含みません。

（注）借用自動車に積載していた動産

法令で横載が禁止されている動産または法令で禁止されている方法で積載されている動産を除きます。

第9条（支払保険金の計算）

（1）1回の対物事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、保険証券記載の保険金額を限度とします。

$$\text{記名被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額} = \text{保険金の額}$$

記名被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額

+ 前条①から⑤までの費用

（2）当会社は、（1）に定める保険金のほか、次の額の合計額を支払います。

① 前条⑥および⑦の費用

② 第6条（当会社による解決）（1）の規定に基づく訴訟または記名被保険者が当会社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

第10条（仮払金および供託金の貸付け等）

（1）第5条（当会社による援助）または第6条（当会社による解決）（1）の規定により当会社が記名被保険者のために援助または解決にあたる場合には、当会社は、1回の対物事故につき、保険証券記載の保険金額^(注)の範囲内で、仮処分命令に基づく仮払金を無利害で記名被保険者に貸し付け、また、仮差押を免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当会社の名において供託し、または供託金に付されると同率の利息で記名被保険者に貸し付けます。

（注）保険証券記載の保険金額

同一事故につき既に当会社が支払った保険金または第7条（損害賠償請求権者の直接請求権）の損害賠償額がある場合は、その全額を差引いた額とします。

（2）（1）により当会社が供託金を貸し付ける場合には、記名被保険者は、当会社のために供託金^(注)の取扱請求権の上に質権を設定するものとします。

（注）供託金

利息を含みます。

（3）（1）の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、第7条（損害賠償請求権者の直接請求権）（2）ただし書、同条（7）ただし書および前条（1）ただし書の規定は、その貸付金または供託金^(注)を既に支払った保険金とみなして適用します。

（注）供託金

利息を含みます。

（4）（1）の供託金^(注)が第三者に還付された場合には、その還付された供託金^(注)の限度で、（1）の当会社の名による供託金^(注)または貸付金^(注)が保険金として支払われたものとみなします。

（注）供託金

利息を含みます。

（5）（2）貸付金

利息を含みます。

（5）基本条項第22条（保険金の請求）の規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、（1）の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

第11条（先取特権）

（1）対物事故にかかる損害賠償請求権者は、記名被保険者の当会社に対する保険金請求権^(注)について先取特権を有します。

（注）保険金請求権

第8条（費用）の費用に対する保険金請求権を除きます。

（2）当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

- ① 記名被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から記名被保険者に支払う場合^(注)
- ② 記名被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、記名被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ③ 記名被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が（1）の先取特権を使用したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

④ 記名被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が記名被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から記名被保険者に支払う場合^(注)

（注）記名被保険者が賠償した金額を限度とします。

（注）損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

（3）保険金請求権^(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権^(注)を質権の目的とし、または（2）の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、（2）①または④の規定により記名被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

（注）保険金請求権

第8条（費用）の費用に対する保険金請求権を除きます。

第12条（損害賠償請求権者の権利と記名被保険者の権利の調整）

保険証券記載の保険金額が、前条（2）②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が第8条（費用）の規定により当会社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当会社は、記名被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第3章 自損事故条項

第1条（用語の定義）

この自損事故条項において使用される用語の意味は、「用語の定義」によります。

第2条（保険金を支払う場合）

（1）当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外來の事故により身体に傷害を被り、かつ、それによってその被保険者に生じた損害に対して自動車損害賠償保険法（昭和30年法律第97号）第3条（自動車損害賠償責任）に基づく損害賠償請求権が発生しない場合は、その傷害に対して、この自損事故条項および基本条項に従い、保険金を支払います。

① 借用自動車の運行に起因する事故

② 借用自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他の物との衝突、火災、爆発または借用自動車の落下。ただし、被保険者が借用自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内^(注)に搭乗中である場合に限ります。

（注）室内

隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

（2）（1）の傷害にはガス中毒を含みます。

（3）（1）の傷害には、次のものを含みません。

① 日射、熱射または精神的衝動による障害

② 被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの

第3条（保険金を支払わない場合）

（1）当会社は、次のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者の故意または重大な過失によって生じた傷害

② 記名被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで借用自動車を運転している場合、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態もしくはこれに相当する状態で借用自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第

15項目に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で借用自動車を運転している場合に生じた傷害
③ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害
④ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた傷害
(2) 傷害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。
(3) 当会社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症^(注)に対しては、保険金を支払いません。

(注) 創傷感染症
　　丹毒、淋巴腺炎、敗血症、破傷風等をいいます。

- (4) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。
① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注)
② 地震もしくは噴火による津波
③ 核燃料物質^(注)もしくは核燃料物質^(注)によって汚染された物^(注)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
④ ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
⑤ ①から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑥ 借用自動車を競技もしくは曲技^(注)のために使用すること、または借用自動車を競技もしくは曲技^(注)を行うことを目的とする場所において使用^(注)すること。
⑦ 借用自動車に危険物^(注)を業務^(注)として積載すること、または借用自動車が、危険物^(注)を業務^(注)として積載した被牽引自動車を牽引すること。

(注1) 暴動

　　群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注2) 核燃料物質

　　使用済燃料を含みます。

(注3) 核燃料物質によって汚染された物

　　原子核分裂生成物を含みます。

(注4) 競技もしくは曲技

　　競技または曲技のための練習を含みます。

(注5) 使用

　　救助、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

(注6) 危険物

　　道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条（用語の定義）に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第2条（定義）に定める可燃物、または毒物及び劇物取扱法（昭和25年法律第303号）第2条（定義）に定める毒物もしくは劇物をいいます。

(注7) 業務

　　家事を除きます。

- (5) 当会社は、次のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 記名被保険者の使用者の業務^(注)のために、その使用者の所有する自動車^(注)を運転している場合に、被保険者について生じた傷害
② 記名被保険者が自動車の修理、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運輸代行等自動車を取り扱う業務として受託した自動車を運転している場合に、被保険者について生じた傷害

(注1) 業務

　　家事を除きます。

(注2) 所有する自動車

　　所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。

第4条（被保険者の範囲）

- (1) この自損事故条項における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。
① 借用自動車を運転中の記名被保険者
② 記名被保険者が運転している借用自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内^(注)に搭乗している次のいずれかに該当する者
ア. 記名被保険者の配偶者
イ. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
ウ. 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
(注) 室内
　　隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
(2) (1)の規定にかかわらず、極めて異常かつ危険な方法で借用自動車に搭乗中の者は被保険者に含みません。

第5条（個別適用）

この自損事故条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第6条（死亡保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合は、1,500万円^(注)を死亡保険金として被保険者の法定相続人に支払います。
(注) 1,500万円

1回の事故につき、被保険者に対し既に支払った後遺障害保険金がある場合は、1,500

万円から既に支払った金額を控除した残額とします。

(2) (1)の被保険者の法定相続人が2名以上である場合は、当会社は、法定相続分の割合により(1)の死亡保険金を被保険者の法定相続人に支払います。

第7条（後遺障害保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として別表I^(注)の1または別表I^(注)の2に掲げる後遺障害が生じた場合は、その後遺障害に該当する等級に対応する別表Iに定める金額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。
(注) 別表I

　　注書きも含みます。

- (2) 既に後遺障害のある被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として支払います。

別表I^(注)の1または別表I^(注)の2に掲げる加重後の後遺障害 - 既にあった後遺障害に該当する等級に定める金額
　　等級に定める金額 = 金額

- (注) 別表I

　　注書きも含みます。

第8条（医療保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、生活機能または業務能力の減失または減少をさし、かつ、治療を要した場合は、平常の生活または平常の業務に従事することができる程度になつた日までの治療日数に対し、次の算式によって算出した額を医療保険金として被保険者に支払います。

① 入院した場合

　　6,000円×入院日数 = 医療保険金の額

② 通院した場合

　　4,000円×通院日数^(注) = 医療保険金の額

(注) 通院日数

　　①に該当する日数を除きます。

- (2) (1)の治療日数には臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置^(注)であるときには、その処置日数を含みます。
(注) 処置
　　医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

- (3) (1)の通院日数には、被保険者が通院しない場合であっても、骨折の傷害を被った部位を固定するために治療により次に該当するギブスを常時装着したときは、その日数を通院日数に含めます。
① 長管骨^(注)の骨折および脊柱の骨折によるギブス
② 長管骨^(注)に接続する三大関節部分の骨折で長管骨^(注)部分も含めたギブス
③ 肋骨または胸骨の骨折による体幹部のギブス
(注) 長管骨
　　上腕骨・橈骨・尺骨・大腿骨・脛骨および腓骨をいいます。

- (4) (1)の医療保険金の額は、1回の事故につき、100万円を限度とします。

- (5) 被保険者が医療保険金の支払を受けられる期間中にさらに医療保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複して医療保険金を支払いません。

第9条（他の身体の障害または疾病的影響等）

- (1) 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病的影響により、また同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病的影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約もしくは保険金を受取るべき者が治療をせなかつたことにより、第2条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第10条（当会社の責任限度額等）

- (1) 1回の事故につき、当会社が支払うべき死亡保険金の額は、第6条（死亡保険金の支払）の規定による額とし、かつ、1,500万円を限度とします。

- (2) 1回の事故につき、当会社が支払うべき後遺障害保険金の額は、第7条（後遺障害保険金の支払）および前条の規定による額とし、かつ、2,000万円を限度とします。

- (3) 当会社は、(1)および(2)に定める保険金のほか、1回の事故につき、第8条（医療保険金の支払）および前条の規定による医療保険金を支払います。

第11条（代位）

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第4章 基本条項

第1条（用語の定義）

この基本条項において使用される用語の意味は、「用語の定義」によります。

第2条（保険契約の申込み）

- (1) 当会社に対する保険契約の申込みは、次のいずれかの方法によって行うものとします。
① 契約情報画面等に所要の事項を入力し、契約情報画面等の内容を確認し、当会社に送信すること。
② 電話、情報処理機器等の通信手段を媒介とし、契約意思の表示を行うこと。
(2) (1) の規定により当会社が保険契約の申込みを受けた場合は、当会社は保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、保険契約者に対してその旨を通知します。

第3条（保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、契約情報画面等に表示または当会社の定めるところに従い、保険料を払い込まなければなりません。
(2) 契約情報画面等に表示または当会社の定める方法で通知する保険料払込期限は、この保険契約に適用されている特約に別の規定がある場合を除き、保険期間の初日の前日までの当会社が定める日とします。

第4条（保険料不払による保険契約の解除）

- (1) 当会社は、保険期間の初日からその日を含めて14日以内に、前条(1)に規定する保険料が払い込まれなかった場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
(2) (1) の規定による解除は、第14条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、保険期間の初日から将来に向かってその効力を生じます。

第5条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時^(注)に始まり、末日の午後4時に終わります。

(注) 午後4時

保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

- (2) (1) の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
(3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第6条（保険責任のおよぶ地域）

当会社は、記名被保険者が日本国内^(注)において、借用自動車を運転している場合に生じた事故による損害または傷害に対してのみ保険金を支払います。

(注) 日本国内

日本国外における日本船舶内を含みます。

第7条（告知義務）

- (1) 保険契約者は記名被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
(2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または記名被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
(3) (2) の規定は次のいずれかに該当する場合には適用しません。
① (2) に規定する事実がなくなった場合
② 当会社が保険契約締結の際、(2) に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合
③ 保険契約者または記名被保険者が(1) の事実の告知をすることを、当会社のために保険契約の代理を行なう者または媒介を行なうことができる者が妨げた場合
④ 保険契約者または記名被保険者に対し、(1) の告知に関し、事実を告げず、または事実と異なることを告げることを、当会社のために保険契約の締結の代理を行なう者または媒介を行なうことができる者が勧めた場合
⑤ 保険契約者または記名被保険者が、当会社が保険金を支払うべき事故の発生前に、告知事項につき、書面または当会社の別に定める方法をもって訂正を当会社に申し出、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社は、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
⑥ 当会社が、(2) の規定による解除の原因があることを知った時から1ヶ月を経過した場合または保険契約締結から5年を経過した場合
(4) (3) ③および④の規定は、当会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者の(3) ③または④に規定する行為がなかったとしても保険契約者または記名被保険者が事実を告げず、または事実と異なることを告げたと認められる場合には適用しません。
(5) (2) の規定による解除が損害または傷害の発生した後に生じた場合であっても、第14条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
(6) (5) の規定は、(2) に規定する事実に基づかずして生じた事故による損害または傷害については適用しません。

第8条（通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、告知事項の内容に変更を生じさせる事実^(注)が発生した場合には、保険契約者は記名被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。

(注) 告知事項の内容に変更を生じさせる事実

告知事項のうち、契約情報画面等または保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

(2) (1) の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または記名被保険者が、故意または重大な過失によって遲滞なく(1) の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (3) (2) の規定は、当会社が、(2) の規定による解除の原因があることを知った時から1ヶ月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
(4) (2) の規定による解除が損害または傷害の発生した後に生じた場合であっても、第14条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに生じた事故による損害または傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

- (5) (4) の規定は、その危険増加をもたらした事由に基づかずして生じた事故による損害または傷害については適用しません。

- (6) (2) の規定にかかわらず、(1) の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲^(注)を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) この保険契約の引受範囲

保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として契約情報画面等または保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

- (7) (6) の規定による解除が損害または傷害の発生した後に生じた場合であっても、第14条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに生じた事故による損害または傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第9条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第10条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第11条（保険契約の取消し）

保険契約者または記名被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第12条（保険契約者による保険契約の解約）

- (1) 保険契約者は、当会社に対する書面または当会社の別に定める方法による通知をもって、この保険契約を解約することができます。ただし、この場合において、当会社が未払保険料^(注)を請求したときは、保険契約者は、その保険料を払い込まなければなりません。

- (2) (1) の規定によりこの保険契約の解約後に当会社が未払込保険料^(注)を請求した場合において、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当会社は、(1) の規定にかかわらず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 未払込保険料

解約時までの既経過期間に対して払い込まれるべき保険料のうち、払込みがなされていない保険料をいいます。

第13条（重大事由による解除）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

- ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行なう、または行はうとしたこと。

- ③ 保険契約者または記名被保険者が、次のいずれかに該当すること。

- ア. 反社会的勢力^(注)に該当すると認められること。
イ. 反社会的勢力^(注)に對して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
ウ. 反社会的勢力^(注)を不当に利用していると認められること。

- エ. 法人である場合において、反社会的勢力^(注)がその法人の經營を支配し、またはその法人の經營に實質的に関与していると認められること。

- オ. その他反社会的勢力^(注)と社會的に非難されるべき關係を有していると認められるこ。

- ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注) 反社会的勢力

暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約のその被保険者による部分を解除することができます。

- ① 被保険者^(注)が、(1) ③から④までのいずれかに該当すること。

- ② 被保険者^(注)に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1) ③から④までのいずれかに該当すること。

- (注1) 被保険者
対人賠償条項、対物賠償条項または自損事故条項における被保険者であって、記名被保険者以外の者に限ります。
- (注2) 被保険者
自損事故条項における被保険者に限ります。
- (3) (1)または(2)の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由または(2)①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害または傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者は記名被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、対人賠償条項または対物賠償条項に基づき保険金を支払うべき損害^(注)については適用しません。

(注) 損害

対人賠償条項第8条(費用)または対物賠償条項第8条(費用)に規定する費用のうち、(1)③アからオまでのいずれかに該当する被保険者が被る損害の一部とみなす費用を除きます。

(5) (2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の損害または傷害については適用しません。

(1) (4)の損害^(注)

② 自損事故条項に基づき保険金を支払うべき傷害のうち、(1)③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者に生じた傷害。ただし、その傷害に対して支払う保険金を受け取るべきが(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当する場合には、その者の受け取るべき金額に限り、(3)の規定を適用するものとします。

(注) 損害

対人賠償条項第8条(費用)または対物賠償条項第8条(費用)に規定する費用のうち、(1)③アからオまでのいずれかに該当する被保険者が被る損害の一部とみなす費用を除きます。

第14条 (保険契約の解約・解除の効力)

- (1) 保険契約の解約および解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。
- (2) (1)の規定にかかわらず、第12条(保険契約による保険契約の解約)(2)の規定により保険契約を解除した場合、解除の効力は、同条(1)の規定により解約した日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第15条 (保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合)

- (1) 第7条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、差額保険料^(注)を返還または請求します。

(注) 差額保険料

変更前の年間保険料と変更後の年間保険料の差額をいいます。

- (2) 危険増加が生じた場合は危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、次の額を返還または請求します。

① 保険料が返還となる場合

差額保険料^(注)から差額保険料^(注)に危険の減少が生じた時^(注2)までの期間に対応する短期料率を乗じた額を差し引いた残額

② 保険料が追加となる場合

差額保険料^(注)に危険増加が生じた時^(注2)以降の期間に対応する短期料率を乗じた額

(注1) 差額保険料

変更前の年間保険料と変更後の年間保険料の差額をいいます。

- (注2) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時をいいます。

- (3) (1)または(2)の追加保険料が相当の期間内に払い込まれなかった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (4) (1)および(2)の規定により追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません^(注)。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害を除きます。

(注) 既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。

- (5) 当会社は、(1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面または当会社の別に定める方法をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、次の額を返還または請求します。

① 保険料が返還となる場合

差額保険料^(注)から差額保険料^(注)に既経過期間に対応する短期料率を乗じた額を差し引いた残額

② 保険料が追加となる場合

差額保険料^(注)に未経過期間に対応する短期料率を乗じた額

(注) 差額保険料

変更前の年間保険料と変更後の年間保険料の差額をいいます。

- (6) 当会社が(5)の追加保険料の請求を行なう場合は、保険契約者は契約条件変更日^(注)からその日を含めて14日以内に、当会社の請求する追加保険料を払い込まなければなりません。

(注) 契約条件変更日

(5) の通知を行なった日以後の保険契約者が指定する日で、契約条件を変更すべき期間の初日をいいます。

- (7) (6)に定める期間内に(5)の追加保険料が払い込まれなかった場合には、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の

承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款および記名被保険者について適用される特約に従い、保険金を支払います。

第16条 (保険料の返還－無効または失効の場合)

- (1) 第10条(保険契約の無効)の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。
- (2) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対して日割をもって計算した保険料を返還します。

第17条 (保険料の返還－取消しの場合)

- 第11条(保険契約の取消し)の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第18条 (保険料の返還－解除・解約の場合)

- (1) 第7条(告知義務)(2)、第8条(通知義務)(2)、同条(6)、第13条(重大事由による解除)(1)、第15条(保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合)(3)またはこの保険契約に適用される特約の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、未経過期間に対して日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 第12条(保険契約による保険契約の解約)(1)の規定により、保険契約者が保険契約を解約した場合は、当会社は、年間保険料から年間保険料に既経過期間に対応する短期料率を乗じた額を差し引いて、その残額を返還します。

第19条 (事故発生時の義務)

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。

- ① 損害の発生および拡大の防止に努めること。
- ② 事故発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。
- ③ 次の事項を遅滞なく、書面で当会社に通知すること。
 - ア. 事故の状況、被害者の住所および氏名または名称
 - イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
- ④ 他人に損害賠償の請求^(注1)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
- ⑤ 損害賠償の請求^(注1)を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行なう場合を除きます。
- ⑥ 損害賠償の請求^(注1)についての訴訟を提起し、または提起された場合には、遅滞なく当会社に通知すること。
- ⑦ 他の保険契約等の有無および内容^(注2)について遅滞なく当会社に通知すること。
- ⑧ ①から⑦までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これをして出し、また当会社が行なう損害または傷害の調査に協力すること。

(注1) 損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注2) 他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事實を含みます。

第20条 (事故発生時の義務違反)

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前条の規定に違反した場合は、当会社は、次の額を差し引いて保険金を支払います。

- ① 前条①に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害額
- ② 前条②、③または⑥から⑧までの規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
- ③ 前条④に違反した場合は、他人に損害賠償の請求^(注2)をすることによって取得することができたと認められる額
- ④ 前条⑤に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

(注) 損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前条③もしくは⑧の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第21条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。

- (2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合は既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、次に掲げる額から差し引いた額にしてのみ保険金を支払います。

- ① 対人賠償条項および対物賠償条項に関しては、損害の額
- ② 自損事故条項に関しては、それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額。この場合において、「用語の定義」の保険金の定義に規定する医療保険金とそれ以外の保険金^(注)とに区分して算出するものとします。

(注) それ以外の保険金

死亡保険金および後遺障害保険金をいいます。

第 22 条 (保険金の請求)

(1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行えることができるものとします。

① 対人賠償条項または対物賠償条項に係る保険金の請求に関しては、記名被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、記名被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時

② 自損事故条項に係る保険金の請求に関しては、次の時

ア. 死亡保険金については、被保険者が死亡した時

イ. 後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時

ウ. 医療保険金については、被保険者が平常の生活もしくは平常の業務に従事することができる程度になつた時または事故の発生の日からその日を含めて 160 日を経過した時のいずれか早い時

(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを提出しなければなりません。ただし、③の交通事故証明書^(注1)については、提出できない相当な理由がある場合を除きます。

① 保険金の請求書

② 保険証

③ 公の機関が発行する交通事故証明書^(注1)

④ 死亡に関する支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本

⑤ 後遺障害に関する支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類

⑥ 傷害に関する支払われる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類

⑦ 対人賠償条項および対物賠償条項に係る保険金の請求に関しては、記名被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す目録および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類

⑧ 対物賠償条項における対物事故に係る保険金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書^(注2)および被害が生じた物の写真^(注3)

⑨ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(注1) 交通事故証明書

人の死傷を伴う事故または借用自動車と他の自動車との衝突もしくは接触による物の損壊を伴う事故の場合に限ります。

(注2) 修理等に要する費用の見積書

既に支払がなされた場合はその領収書とします。

(注3) 被害が生じた物の写真

画像データを含みます。

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもつてその旨を当会社に申し出で、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(注4)

② ①に規定する者がいない場合は①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合は①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者^(注5)または②以外の3親等内の親族

(注) 配偶者

「用語の定義」の規定にかかるわざ、法律上の配偶者に限ります。

(4) (3) の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

(5) 当会社は、事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5) の規定に違反した場合または(2)、(3) もしくは(5) の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 23 条 (保険金の支払時期)

(1) 当会社は、請求完了日^(注1)からその日を含めて 30 日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払由来の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害または傷害発生の有無および被保険者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額または傷害の程度、事故と損害または傷害との関係、治療の経過および内容

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失效または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について記名被保険者

または保険金を受け取るべき者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものとの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(注) 請求完了日

被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2) および(3) の規定による手続を完了した日をいいます。

(2) (1) の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1) の規定にかかるわざ、当会社は、請求完了日^(注1)からその日を含めて次に掲げる日数^(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会^(注3) 180 日

② (1) ①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90 日

③ (1) ③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120 日

④ 災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)が適用された災害の被災地域における(1) ①から⑤までの事項の確認のための調査 60 日

⑤ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180 日

(注1) 請求完了日

被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2) および(3) の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 日数

複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 照会

弁護士法(昭和 24 年法律第 205 号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3) (1) および(2) に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその調査を妨げ、またはこれに応じなかった場合^(注4)には、これにより調査が遅延した期間については、(1) または(2) の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第 24 条 (当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

(1) 当会社は、自損傷に関する、第 19 条(事故発生時の義務)②もしくは③の規定による通知または第 22 条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他の保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検査書の提出を求めるることができます。

(2) (1) の規定による診断または死体の検査^(注1)のために要した費用^(注2)は、当会社が負担します。

(注1) 死体の検査

死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 費用

収入の喪失を含みません。

第 25 条 (損害賠償額の請求および支払)

(1) 損害賠償請求権者が対人賠償条項第 7 条(損害賠償請求権者の直接請求権)または対物賠償条項第 7 条(損害賠償請求権者の直接請求権)の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。ただし、②の交通事故証明書については、提出できない相当な理由がある場合を除きます。

① 損害賠償額の請求書

② 公の機関が発行する交通事故証明書

③ 死亡に関する損害賠償額の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本

④ 後遺障害に関する損害賠償額の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類

⑤ 傷害に関する損害賠償額の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類

⑥ 記名被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示款書

⑦ 対物賠償条項における対物事故に係る損害賠償額の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書^(注1)および被害が生じた物の写真^(注2)

⑧ その他当会社が(6) に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(注1) 修理等に要する費用の見積書

既に支払がなされた場合はその領収書とします。

(注2) 被害が生じた物の写真

画像データを含みます。

(2) 損害賠償請求権者が損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、損害賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出で、当会社の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求することができます。

- ① 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする配偶者^(注)
 ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者^(注)または②以外の3親等内の親族
 (注) 配偶者

【用語の定義】の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

- (3) (2) の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当会社が損害賠償額を支払った場合は、その金額の限度において当会社が記名被保険者に、その記名被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。
 (4) 当会社は、事故の内容、損害の額等に応じ、損害賠償請求権者に対して、(1)に掲げるものの外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
 (5) 損害賠償請求権者が、正当な理由なく(4)の規定に違反した場合または(1)、(2)もしくは(4)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。

- (6) 当会社は、対人賠償条項第7条(損害賠償請求権者の直接請求権)⁽²⁾①から⑤まで、対物賠償条項第7条(損害賠償請求権者の直接請求権)⁽²⁾②から④までまたは同条⁽³⁾①から③までのいずれかに該当する場合には、請求完了日^(注)からその日を含めて30日以内に、当会社が損害賠償額を支払うために必要な次の事項の確認を終え、損害賠償額を支払います。
 ① 損害賠償額の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および記名被保険者に該当する事実
 ② 損害賠償額が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、損害賠償額が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 ③ 損害賠償額を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容
 ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失效または取消しの事由に該当する事実の有無
 ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき損害賠償額を確定するために確認が必要な事項
 (注) 請求完了日

損害賠償請求権者が(1)および(2)の規定による手続を完了した日をいいます。

- (7) (6) の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(6)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日^(注)からその日を含めて次に掲げる日数^(注)を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。
 ① (6) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会^(注) 180日
 ② (6) ①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
 ③ (6) の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
 ④ 災害救助法が適用された災害の被災地域における(6)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 ⑤ (6) ①から⑤までの事項の確認を日本国外において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
 (注) 請求完了日

損害賠償請求権者が(1)および(2)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注) 日数

複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会
 幷護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

- (8) (6) および(7)に掲げる必要な事項の確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由なくその調査を妨げ、またはこれに応じなかつた場合^(注)には、これにより調査が遅延した期間については、(6)または(7)の期間に算入しないものとします。

(注) これに応じなかつた場合

必要な協力を行わなかつた場合を含みます。

第 26 条 (時効)

保険請求権は、第 22 条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第 27 条 (損害賠償額請求権の行使期限)

対人賠償条項第7条(損害賠償請求権者の直接請求権)および対物賠償条項第7条(損害賠償請求権者の直接請求権)の規定による請求権は、次のいずれかに該当する場合には、これを行なうことはできません。

- ① 記名被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、記名被保険者と損害賠償請求権者との間で、判断が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合
 ② 損害賠償請求権者の記名被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

第 28 条 (代位)

- (1) 損害が生じたことにより記名被保険者または保険金を受け取るべき者が損害賠償請求権その他の債権^(注)を取得了した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
 ① 当会社が損害額の全額を保険金として支払った場合
 記名被保険者または保険金を受け取るべき者が取得した債権の全額
 ② ①以外の場合
 記名被保険者または保険金を受け取るべき者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
 (注) 損害賠償請求権その他の債権
 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。
 (2) (1) の場合において、当会社に移転せずに記名被保険者または保険金を受け取るべき者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

第 29 条 (保険契約者の変更)

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。
 (2) (1) の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
 (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人に普通保険約款およびこの保険契約に適用される特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第 30 条 (保険契約者または保険金を受け取るべき者が複数の場合の取扱い)

- (1) この保険契約について、保険契約者は保険金を受け取るべき者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者は保険金を受け取るべき者を代理するものとします。
 (2) (1) の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または保険金を受け取るべき者の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または保険金を受け取るべき者に対するものとします。
 (3) 保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第 31 条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第 32 条 (準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

<別表 I > 後遺障害等級表

1. 介護を要する後遺障害

等級	介護を要する後遺障害	保険金支払額
第1級	① 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ② 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	2,000万円
	① 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ② 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	1,500万円
第2級	① 両眼が失明したもの ② 咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの ③ 両上肢をひざ関節以上で失ったもの ④ 両上肢の用を全廃したもの ⑤ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑥ 両下肢の用を全廃したもの	1,500万円
	① 1眼が失明し、他眼の矯正視力(視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。)が0.02以下になったもの ② 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの ③ 両上肢を手関節以上で失ったもの ④ 両下肢を足関節以上で失ったもの	1,295万円

2. 1. 以外の後遺障害

等級	後 遺 障 害	保険金支払額
第1級	① 両眼が失明したもの ② 咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの ③ 両上肢をひざ関節以上で失ったもの ④ 両上肢の用を全廃したもの ⑤ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑥ 両下肢の用を全廃したもの	1,500万円
	① 1眼が失明し、他眼の矯正視力(視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。)が0.02以下になったもの ② 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの ③ 両上肢を手関節以上で失ったもの ④ 両下肢を足関節以上で失ったもの	1,295万円
第2級	① 両眼が失明したもの ② 咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの ③ 両上肢をひざ関節以上で失ったもの ④ 両上肢の用を全廃したもの ⑤ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑥ 両下肢の用を全廃したもの	1,500万円
	① 1眼が失明し、他眼の矯正視力(視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。)が0.02以下になったもの ② 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの ③ 両上肢を手関節以上で失ったもの ④ 両下肢を足関節以上で失ったもの	1,295万円

第3級	① 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの ② 咀しゃくまたは言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ⑤ 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は遠位指節間関節以上を失ったものをおいいます。以下同様とします。）	1,110万円	① 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの ② 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの ③ 両眼に盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの ④ 両眼のまばたきに著しい欠損を残すもの ⑤ 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの ⑥ 咀しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの ⑦ 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑧ 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができないもの	365万円
			⑨ 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの ⑩ 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの ⑪ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの ⑫ 1手のおや指またはおや指以外の2の手指を失ったもの ⑬ 1手のおや指を含み2の手指の用を廃したものまたはおや指以外の3の手指の用を廃したもの ⑭ 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの ⑮ 1足の足指の全部の用を廃したもの ⑯ 外貌に相当程度の醜状を残すもの ⑰ 生殖器に著しい障害を残すもの	
			① 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの ② 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの ③ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの ④ 1上肢を手関節以上で失ったもの ⑤ 1下肢を足関節以上で失ったもの ⑥ 1上肢の用を全廃したもの ⑦ 1下肢の用を全廃したもの ⑧ 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）	
			① 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの ② 正面を見た場合に複視の症状を残すもの ③ 咀しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの ④ 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑤ 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑥ 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの ⑦ 1手のおや指またはおや指以外の2の手指の用を廃したもの ⑧ 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの ⑨ 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの ⑩ 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの ⑪ 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	
			① 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの ② 両眼のまばたきに著しい運動障害を残すもの ③ 1眼のまばたきに著しい欠損を残すもの ④ 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑤ 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの ⑥ 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑦ 脊柱に変形を残すもの ⑧ 1手のひとさし指、なか指またはくすり指を失ったもの ⑨ 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの ⑩ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	
第6級	① 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの ② 咀しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの ③ 両耳の聴力を耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの ④ 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑤ 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの ⑥ 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したものの ⑦ 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したものの ⑧ 1手の5の手指またはおや指を含み4の手指を失ったもの	700万円	① 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの ② 正面を見た場合に複視の症状を残すもの ③ 咀しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの ④ 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑤ 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑥ 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの ⑦ 1手のおや指またはおや指以外の2の手指の用を廃したもの ⑧ 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの ⑨ 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの ⑩ 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの ⑪ 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	280万円
			① 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの ② 両眼のまばたきに著しい運動障害を残すもの ③ 1眼のまばたきに著しい欠損を残すもの ④ 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑤ 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの ⑥ 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑦ 脊柱に変形を残すもの ⑧ 1手のひとさし指、なか指またはくすり指を失ったもの ⑨ 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの ⑩ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	
			① 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの ② 1眼のまばたきに著しい運動障害を残すもの ③ 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ④ 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの ⑤ 鎮骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの ⑥ 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの ⑦ 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの ⑧ 長管骨に変形を残すもの ⑨ 1手のこ指を失ったもの ⑩ 1手のひとさし指、なか指またはくすり指の用を廃したもの ⑪ 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの ⑫ 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの	
			⑬ 局部に頑固な神経症状を残すもの ⑭ 外貌に醜状を残すもの	
			① 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.02以下になったもの ② 脊柱に運動障害を残すもの ③ 1手のおや指を含み2の手指を失ったものまたはおや指以外の3の手指を失ったもの ④ 1手のおや指を含み3の手指の用を廃したものまたはおや指以外の4の手指の用を廃したもの ⑤ 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの ⑥ 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの ⑦ 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの ⑧ 1上肢に偽関節を残すもの ⑨ 1下肢に偽関節を残すもの ⑩ 1足の足指の全部を失ったもの	
第8級	① 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの ② 脊柱に運動障害を残すもの ③ 1手のおや指を含み2の手指を失ったものまたはおや指以外の3の手指を失ったもの ④ 1手のおや指を含み3の手指の用を廃したものまたはおや指以外の4の手指の用を廃したもの ⑤ 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの ⑥ 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの ⑦ 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの ⑧ 1上肢に偽関節を残すもの ⑨ 1下肢に偽関節を残すもの ⑩ 1足の足指の全部を失ったもの	470万円	① 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの ② 1眼のまばたきに著しい運動障害を残すもの ③ 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ④ 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの ⑤ 鎮骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの ⑥ 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの ⑦ 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの ⑧ 長管骨に変形を残すもの ⑨ 1手のこ指を失ったもの ⑩ 1手のひとさし指、なか指またはくすり指の用を廃したもの ⑪ 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの ⑫ 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの	145万円
			⑬ 局部に頑固な神経症状を残すもの ⑭ 外貌に醜状を残すもの	
			① 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの ② 脊柱に運動障害を残すもの ③ 1手のおや指を含み2の手指を失ったものまたはおや指以外の3の手指を失ったもの ④ 1手のおや指を含み3の手指の用を廃したものまたはおや指以外の4の手指の用を廃したもの ⑤ 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの ⑥ 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの ⑦ 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの ⑧ 1上肢に偽関節を残すもの ⑨ 1下肢に偽関節を残すもの ⑩ 1足の足指の全部を失ったもの	
			① 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの ② 脊柱に運動障害を残すもの ③ 1手のおや指を含み2の手指を失ったものまたはおや指以外の3の手指を失ったもの ④ 1手のおや指を含み3の手指の用を廃したものまたはおや指以外の4の手指の用を廃したもの ⑤ 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの ⑥ 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの ⑦ 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの ⑧ 1上肢に偽関節を残すもの ⑨ 1下肢に偽関節を残すもの ⑩ 1足の足指の全部を失ったもの	
			① 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの ② 脊柱に運動障害を残すもの ③ 1手のおや指を含み2の手指を失ったものまたはおや指以外の3の手指を失ったもの ④ 1手のおや指を含み3の手指の用を廃したものまたはおや指以外の4の手指の用を廃したもの ⑤ 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの ⑥ 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの ⑦ 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの ⑧ 1上肢に偽関節を残すもの ⑨ 1下肢に偽関節を残すもの ⑩ 1足の足指の全部を失ったもの	

第13級	① 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの ② 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの ③ 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの ④両眼のまぶたの一部に欠損を残したまつげはげを残すもの ⑤ 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑥ 1手のこ指の用を廃したもの ⑦ 1手のおや指の指骨の一部を失ったもの ⑧ 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの ⑨ 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの ⑩ 1足の第2の足指の用を廃したものの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもののまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの ⑪ 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの	95万円

(注)

1. 各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

2. 同一事故により、本表の2に掲げる2種以上の後遺障害が生じた場合には、以下のとおり等級を決定します。

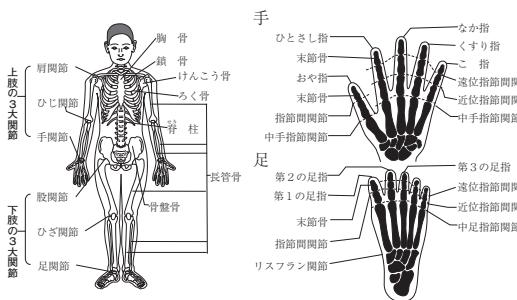
(1) 第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級を3級上位の等級に繰上げます。

(2) 上記(1)以外の場合で、第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級を2級上位の等級に繰上げます。

(3) 上記(1)および(2)以外の場合で、第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級を1級上位の等級に繰上げます。ただし、それぞれの後遺障害に対する金額の合計が上記の規定により決定した等級に対応する金額に達しない場合は、その合計を金額とします。

(4) 上記(1)から(3)以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級とします。

注 関節などの説明図



<別表II> 短期料率表

既経過期間・未経過期間	7日まで	15日まで	1ヶ月まで	2ヶ月まで	3ヶ月まで	4ヶ月まで	5ヶ月まで	6ヶ月まで	7ヶ月まで	8ヶ月まで	9ヶ月まで	10ヶ月まで	11ヶ月まで
短期料率	10%	15%	25%	35%	45%	55%	65%	70%	75%	80%	85%	90%	95%

自動車運転者損害賠償責任保険 特約

(1) 搭乗者傷害危険補償特約

第1条 (用語の定義)

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」によります。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第3条 (保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外來の事故により身体に傷害を被った場合は、この特約に従い、保険金を支払います。

① 借用自動車の運行に起因する事故

② 借用自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または借用自動車の落下

(2) (1) の傷害にはガス中毒を含みます。

(3) (1) の傷害には、次のものを含みません。

① 日射、熱射または精神的衝動による障害

② 被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの

第4条 (保険金を支払わない場合ーその1)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者の故意または重大な過失によって生じた傷害

② 記名被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで借用自動車を運転している場合、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態もしくはこれに相当する状態で借用自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で借用自動車を運転している場合に生じた傷害

③ 被保険者が、借用自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで借用自動車に搭乗中に生じた傷害

④ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害
⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた傷害

(2) 傷害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。

(3) 当会社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症（注）に対しては、保険金を支払いません。

（注）創傷感染症　　^{かくじやうせんせう}　　^{かくじやうせんせう}

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。

① 記名被保険者の使用者の業務^(注1)のために、その使用者の所有する自動車^(注2)を運転している場合に、被保険者について生じた傷害

② 記名被保険者が自動車の修理、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等自動車を取り扱う業務として受託した自動車を運転している場合に、被保険者について生じた傷害

(注1) 業務

家事を除きます。

(注2) 所有する自動車

所有権保留条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。

第6条 (被保険者の範囲)

この特約において被保険者とは、記名被保険者が借用自動車を運転している間において、借用自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内^(注3)に搭乗中の者をいいます。ただし、極めて異常かつ危険な方法で搭乗中の者を除きます。

(注3) 室内

隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

第7条 (個別適用)

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第8条 (死亡保険金の支払)

(1) 当会社は、被保険者が第3条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、保険金額の全額^(注4)を死亡保険金として被保険者の法定相続人に支払います。

(注4) 保険金額の全額

1回の事故につき、被保険者に対し既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。

(2) (1) の被保険者の法定相続人が2名以上である場合は、当会社は、法定相続分の割合により死亡保険金を被保険者の法定相続人に支払います。

第9条 (後遺障害保険金の支払)

(1) 当会社は、被保険者が第3条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に普通保険約款別表Iの1または普通保険約款別表IIの2に掲げる後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として支払います。

保険金額 ×
$$\begin{cases} \text{この特約の別表の1またはこの特約の別表の2に掲げる加重後遺障害の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合} \\ - \text{既にあった後遺障害の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合} \end{cases} = \text{後遺障害保険金の額}$$

(3) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき、発生の見込まれる後遺障害の程度を認定して、(1) のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。

第10条 (医療保険金の支払)

(1) 当会社は、被保険者が第3条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、生活機能または業務能力の喪失または減少をきたし、かつ、入院または通院をした場合は、1回の事故につき、次の額を医療保険金として被保険者に支払います。

① 入院または通院した日数の合計が5日以上となり、かつ、5日目の入院または通院の日が事故の発生の日からその日を含めて180日以内の場合は、10万円

② ①以外で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院または通院した場合は、1万円

(2) (1) の日数には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置^(注5)であるときには、その処置日数を含みます。

(注5) 処置

医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

(3) (1) の日数には、被保険者が通院しない場合であっても、骨折の傷害を被った部位を固定するために治療により次のいずれかに該当するギブスを常時装着したときは、その日数を含みます。

① 長管骨^(注6)の骨折および脊柱の骨折によるギブス

② 長管骨^(注6)に接続する三大関節部分の骨折で長管骨^(注6)部分も含めたギブス

③ 肋骨または胸骨の骨折による体幹部のギブス

(注6) 長管骨

上腕骨・桡骨・尺骨・大腿骨・脛骨および腓骨をいいます。

第 11 条（他の身体の障害または疾病的影響等）

- (1) 被保険者が第3条（保険金を支払う場合）の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病的影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病的影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を決定してこれを支払います。
- (2) 正当な理由なく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第3条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第 12 条（当会社の責任限度額等）

- (1) 1回の事故につき、当会社が支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、第8条（死亡保険金の支払）・第9条（後遺障害保険金の支払）および前条の規定による額とし、かつ、保険金額を限度とします。
- (2) 当会社は、(1)に定める保険金のほか、1回の事故につき、第10条（医療保険金の支払）および前条の規定による医療保険金を支払います。

第 13 条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

- ① 死亡保険金については、被保険者が死亡した時
- ② 後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- ③ 医療保険金については、被保険者が平常の生活もしくは平常の業務に従事することができる程度になおった時または事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院または通院した日数の合計が5日となった時のいずれか早い時

- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。ただし、③の交通事故証明書については、提出できない相当な理由がある場合を除きます。

- ① 保険金の請求書
- ② 保険証券
- ③ 公の機関が発行する交通事故証明書
- ④ 死亡に関して支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書および戸籍謄本
- ⑤ 後遺障害に関して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書
- ⑥ 傷害に関して支払われる保険金の請求に関しては、診断書
- ⑦ その他当会社が普通保険約款基本条項第23条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書類等において定めたもの

- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもつてその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(注)
- ② ①に規定する者がいない場合は①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合は①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者^(注)または②以外の3親等内の親族

(注) 配偶者

普通保険約款「用語の定義」の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

- (5) 当会社は、事故の内容、傷害の程度等に応じ、保険契約者は、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者は、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 14 条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

- (1) 当会社は、被保険者が被った第3条（保険金を支払う場合）の傷害に関して、普通保険約款基本条項第19条（事故発生時の義務）②もしくは③の規定による通知または前条の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他の保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検査書の提出を求めることができます。

- (2) (1)の規定による診断または死体の検査^(注1)のために要した費用^(注2)は、当会社が負担します。

(注1) 死体の検査

死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 費用

収入の喪失を含みません。

第 15 条（代位）

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第 16 条（時効）

保険金請求権は、第13条（保険金の請求）(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第 17 条（普通保険約款の準用）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款基本条項の規定を準用します。この場合において、普通保険約款の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 基本条項第13条（重大事由による解除）(2)(注1)の「対人賠償条項、対物賠償条項または自損事故条項」ならびに(2)(注2)および(5)(2)の規定中「自損事故条項」とあるのは「この特約」
- ② 基本条項第23条（保険金の支払時期）(1)(注)および(2)(注1)の規定中「前条(2)および(3)」とあるのは「この特約第13条（保険金の請求）(2)および(3)」
- ③ 別表I(注2)の(3)の規定中「金額」とあるのは「保険金支払割合」、「合計」とあるのは「合計の割合」

<別表> 後遺障害等級別保険金支払割合表

1. 介護を要する後遺障害

等級	保険金支払割合
第1級	100%
第2級	89%

2. 1. 以外の後遺障害

等級	保険金支払割合	等級	保険金支払割合
第1級	100%	第8級	34%
第2級	89%	第9級	26%
第3級	78%	第10級	20%
第4級	69%	第11級	15%
第5級	59%	第12級	10%
第6級	50%	第13級	7%
第7級	42%	第14級	4%

(2) 搭乗者傷害の死亡・後遺障害補償対象外特約

第 1 条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に搭乗者傷害危険補償特約が適用されており、かつ、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第 2 条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、搭乗者傷害危険補償特約第3条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、同特約第8条（死亡保険金の支払）に規定する死亡保険金および同特約第9条（後遺障害保険金の支払）に規定する後遺障害保険金を支払いません。

(3) 人身傷害補償特約

第 1 条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
算定基準	<別紙>人身傷害補償特約損害額基準をいいます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運輸代理業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用者、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
人身傷害事故	日本国内外において、次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により、被保険者が身体に傷害 ^(注) を被ることをいいます。 ① 自動車の運行に起因する事故 ② 借用自動車の運行中の、飛来もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または借用自動車の落下 (注) 傷害 ガスト中毐を含み、日射、熱射または精神的衝動による障害や被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的見所のないものは含みません。
対人賠償保険等	自動車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約で自賠責保険等以外のものをいいます。
賠償義務者	自動車の所有、使用または管理に起因して被保険者の生命または身体を害することにより、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。

保険金請求権者	人身傷害事故によって損害を被った次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 被保険者（注） ② 被保険者の父母、配偶者または子 (注) 被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。
労働者災害補償制度	次のいずれかの法律に基づく災害補償制度または法令によって定められた業務上の災害を補償する他の災害補償制度をいいます。 ① 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号） ② 国家公務員災害補償法（昭和 26 年法律第 191 号） ③ 裁判官の災害補償に関する法律（昭和 35 年法律第 100 号） ④ 地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号） ⑤ 公立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和 32 年法律第 143 号）

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条（保険金を支払う場合）

当会社は、人身傷害事故によって被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害（注）に対して、この特約および普通保険約款基本条項に従い、保険金を支払います。

(注) 損害

この損害の額は第8条（損害額の決定）に定める損害の額をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合—その1）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害
 - ② 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車を運転している場合、道路交通事故法（昭和 35 年法律第 105 号）第 65 条（酒気帯び運転等の禁止）第 1 項に定める酒気を帯びた状態もしくはこれに相当する状態で自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 2 条（定義）第 15 項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車を運転している場合に生じた損害
 - ③ 被保険者が、自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車に搭乗中に生じた損害
 - ④ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害
 - ⑤ 被保険者の脳梗塞、疾患または心神喪失によって生じた損害
- (2) 損害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。
- (3) 当会社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症（注）による損害に対しては、保険金を支払いません。
- (注) 創傷感染症
丹毒、淋巴腺炎、敗血症、破傷風等をいいます。

第5条（保険金を支払わない場合—その2）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似的事変または暴動（注1）
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ④ (3) に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑤ ①から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑥ 被保険者が自動車を競技もしくは曲技（注4）のために使用すること、または自動車を競技もしくは曲技（注4）を行なうことを目的とする場所において使用（注5）すること。
- ⑦ 被保険者が搭乗中の自動車に危険物（注6）を業務（注7）として積載すること、または被保険者が搭乗中の自動車が、危険物（注6）を業務（注7）として積載した被牽引自動車を牽引すること。

(注1) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏がされ、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注2) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注3) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注4) 競技もしくは曲技

競技または曲技のための練習を含みます。

(注5) 使用

救助、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

(注6) 危険物

道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 1 条（用語の定義）に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）第 2 条（定義）に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 2 条（定義）に定める毒物もしくは劇物を

いいます。

(注7) 業務

事業を除きます。

(2) 当会社は、記名被保険者が、被保険者の使用者の業務（注1）のためにその使用者の所有する自動車（注2）を運転している場合に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

(注1) 業務

事業を除きます。

(注2) 所有する自動車

所有権留保条項付買賣契約により購入した自動車、および 1 年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。

(3) 当会社は、被保険者が、記名被保険者、その配偶者、または記名被保険者の同居の親族が所有する自動車（注3）、またはこれらの者が常時使用する自動車に搭乗中に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

(注3) 所有する自動車

所有権留保条項付買賣契約により購入した自動車、および 1 年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。

(4) 当会社は、記名被保険者が、その用途車種が自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、自家用普通貨物車（最大積載量 0.5 トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量 0.5 トン超 2 トン以下）、特種用途自動車（注4）、二輪自動車、原動機付自転車、営業用乗用車、自家用バスもしくは営業用バス以外であるものに搭乗中に生じた損害、または、記名被保険者が借用自動車以外であるものを運転中に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

(注4) 特種用途自動車

自動車検査証に記載の用途が特種用途であり、かつ、車体の形状がキャンピング車である場合に限ります。

第6条（被保険者の範囲）

(1) この特約において被保険者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 記名被保険者
- ② ①以外の者で、記名被保険者が借用自動車を運転している間において、借用自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注5）に搭乗中の者

(注) 室内

隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

(2) (1) の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。

- ① 極めて異常かつ危険な方法で自動車に搭乗中の者
- ② 業務として自動車を受託している自動車取扱業者

第7条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第8条（損害額の決定）

(1) 当会社が保険金を支払うべき損害の額（以下「損害額」といいます。）は、被保険者が人身傷害事故の直接の結果として、次のいずれかに該当した場合に、その区分ごとに、それぞれ算定基準によって算定される金額（賠償義務者がある場合において、この金額が自賠責保険等によって支払われる金額（注6）を下回る場合には、自賠責保険等によって支払われる金額（注7）とします。）を合計して算出するものとします。

(1) ① 傷害を被り、生活機能または業務能力の減少または滅失をきたし、かつ、治療を要した場合

傷害による損害

② 後遺障害が生じた場合

後遺障害による損害

③ 死亡した場合

死亡による損害

(注) 自賠責保険等によって支払われる金額

自賠責保険等がない場合または自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）に基づく自動車損害賠償事業により支払われる金額がある場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。

(2) 賠償義務者がある場合には、保険金請求権者は、(1) の規定にかかわらず、当会社の同意を得て、(1) の区分ごとに、それぞれ算定基準により算定された金額の合計額のうち、その賠償義務者に損害賠償請求すべき損害に係る部分の金額を除いた金額の合計額を、当会社が保険金を支払うべき損害額として、当会社に請求することができます。この場合において、その賠償義務者に損害賠償請求すべき損害に係る部分の金額とは、(1) の区分ごとに、それぞれ算定基準により算定される金額に対し、その賠償義務者の責任割合を乗じた額（自賠責保険等によって支払われる金額（注7）とします。）とします。

(注) 自賠責保険等によって支払われる金額

自賠責保険等がない場合または自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）に基づく自動車損害賠償事業により支払われる金額がある場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。

第9条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した次の費用（注8）は、これを損害の一部とみなします。

① 普通保険約款基本条項第 19 条（事故発生時の義務）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用

② 普通保険約款基本条項第 19 条④に規定する権利の保全または行使をするために当会社の書面による同意を得て支出した費用

(注) 費用

収入の喪失を含みません。

第 10 条（支払保険金の計算）

(1) 1回の人身傷害事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険金を限度とします。

$$\boxed{\text{第8条 (損害額の決定) (1) の規定により決定した損害額}} + \boxed{\text{前条の費用}} = \text{保険金の額}$$

(2) (1)にかかわらず、次のアからカまでのいずれかに該当するものがある場合においては、1回の人身傷害事故につき当会社の支払う保険金の額は、それぞれ次の①または②の算式によって算出した額とします。

ア 自賠責保険等または自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）に基づく自動車損害賠償事業によって既に給付が決定または支払われた金額

イ 対人賠償保険等によって賠償義務者が第 3 条（保険金を支払う場合）の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して既に給付が決定または支払われた保険金もしくは共済金の額

ウ 保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額

エ 労働者災害補償制度によって給付を受けることができる場合は、その給付される額^(注1)

オ 第 8 条（損害額の決定）(1) の規定により決定した損害額および前条の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額

カ アからオのほか、第 3 条の損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額^(注2)

① アからカまでの合計額が、自己負担額^(注3)より大きい場合

(1) に定める額 - (アからカまでの合計額 - 自己負担額^(注3)) = 保険金の額

② 上記①以外の場合

(1) に定める額

(注1) その給付される額

労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に定める社会復帰促進等事業に基づく特別支給金を除きます。

(注2) その取得した給付の額またはその評価額

保険金額および保険金日額等が定額である傷害保険または生命保険等の保険金または共済金を含みません。

(注3) 自己負担額

第 8 条（1）の規定により決定した損害額と前条の費用の合計額から、(1) に定めた額を差し引いた額をいいます。

ただし、賠償義務者があり、かつ、判決または裁判上の和解（民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 275 条（訴え提起前の和解）に定める訴え提起前の和解を含みません。）において、賠償義務者が負担すべき損害賠償額が算定基準と異なるときは、その基準により算出された額を、第 8 条（1）の規定により決定した損害額とみなします。

なお、この額の算出にあたっては、訴訟費用、弁護士報酬、その他権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用および遅延損害金は含みません。

(3) (1) および(2) の規定にかかわらず、保険金請求権者が、第 8 条（損害額の決定）(2) の規定により、賠償義務者に損害賠償請求すべき損害に係る部分の金額を除いた金額を請求した場合は、1回の人身傷害事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険金額を限度とします。

$$\boxed{\text{第8条(2)の規定により、保険金請求権者が当会社の同意を得て請求した額}} + \boxed{\text{前条の費用}} - \boxed{\text{次の①から③までの合計額}} = \text{保険金の額}$$

① 労働者災害補償制度によって給付を受けることができる場合は、その給付される額^(注1)

② 第 8 条（2）の規定により決定した損害額および前条の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額

③ ①または②のほか、第 3 条（保険金を支払う場合）の損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額^(注2)

(注1) 給付される額

労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に定める社会復帰促進等事業に基づく特別支給金を除きます。

(注2) その取得した給付の額またはその評価額

保険金額および保険金日額等が定額である傷害保険または生命保険等の保険金または共済金を含みません。

第 11 条（他の身体の障害または疾病的影響等）

(1) 被保険者が第 3 条（保険金を支払う場合）の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病的影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病的影響により同条の傷害が重大となつた場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

(2) 正當な理由がなく被保険者が治療を怠つたことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかつたことにより第 3 条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となつた場合も、(1) と同様の方法で支払います。

第 12 条（保険金請求権者等の義務等）

(1) 被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が第 3 条（保険金を支払う場合）の損害を被った場合で、賠償義務者があるときは、保険金請求権者は賠償義務者に対して遅滞なく書面によって損害賠償の請求をし、かつ、次の事項を書面によって当会社に通知しなければなりません。

① 賠償義務者の住所、氏名または名称および被保険者との関係

② 賠償義務者の損害に対して保険金または共済金を支払う対人賠償保険等の有無およびその内容

③ 賠償義務者に対して書面によって行った損害賠償請求の内容

④ 保険金請求権者が第 3 条の損害に対して、賠償義務者、自賠責保険等もしくは対人賠償保険等の保険者もしくは共済者または賠償義務者以外の第三者から既に取得した損害賠償金または損害賠償額がある場合は、その額

⑤ 人身傷害事故の原因となった自動車の所有者の住所、氏名または名称および被保険者の関係

(2) 保険金請求権者は、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害または傷害の調査に協力しなければなりません。

(3) 保険契約者または被保険者は、人身傷害事故による傷害の治療を受けるに際しては、公的制度の利用等により費用の軽減に努めなければなりません。

(4) 当会社は、保険金請求権者が、正当な理由がなく(1) もしくは(2) の規定に違反した場合または(1) もしくは(2) の書類に事実と異なる記載をした場合は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(5) 保険契約者または保険金請求権者は、損害賠償に係る責任割合等について、賠償義務者に対して意思表示を行う場合、または賠償義務者と合意する場合は、あらかじめ当会社の承認を得なければなりません。

(6) 保険契約者または保険金請求権者が、正当な理由がなく(5) の規定に違反した場合は、当会社は保険契約者または保険金請求権者の意思表示または合意がなければ賠償義務者に損害賠償の請求をすることによって取得できたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。

(7) 当会社は、賠償義務者または第 3 条（保険金を支払う場合）の損害を補償するために保険金、共済金その他の給付を行なう者がある場合、必要と認めたときは、これらの者に対し、保険金、共済金その他の給付の有無および額^(注)について照会を行い、または当会社の支払保険金について通知することができます。

(注) 保険金、共済金その他の給付の有無および額

保険金額および保険金日額等が定額である傷害保険または生命保険等の保険金または共済金を含みません。

(8) 保険者または保険金を受け取るべき者は、第 16 条（代位）(1) により移転した請求権を当会社が行使するにあたって、当会社が必要とする書類の提出等を求める場合には、これに協力しなければなりません。

第 13 条（人身傷害に関する当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

(1) 当会社は、普通保険約款基本条項第 19 条（事故発生時の義務）(2) もしくは(3) の規定に定める通知または第 15 条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他の保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に對し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検査書の提出を求めることがあります。

(2) 当会社は、(1) によるほか、治療期間が 1 年を超える場合には、人身傷害事故の発生日の属する月の毎年応募月に、被保険者または保険金を受け取るべき者に對し当会社の指定する医師の診断書の提出を求めることがあります。

(3) (1) もしくは(2) の規定による診断または(1) の規定による死体の検査^(注1)のために要した費用^(注2)は、当会社が負担します。

(注1) 死体の検査

死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 費用

収入の喪失を含みません。

第 14 条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この特約および普通保険約款基本条項により支払うべき保険金の額を支払います。

(2) (1) の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、損害の額^(注)から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

(注) 損害の額

それぞれの保険契約または共済契約において、損害の額が異なる場合はそのうち最も高い額をいいます。

第 15 条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行なうことができるものとします。

① 被保険者が死亡した場合には、その死亡の時

② 被保険者に後遺障害が生じた場合には、その後遺障害が生じた時

③ 被保険者が傷害を被った場合には、被保険者が平常の生活または平常の業務に従事することができる程度になおった時

(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを提出しなければなりません。ただし、③の交通事故証明書については、提出できない相当な理由がある場合を除きます。

① 保険金の請求書

- ② 保険証券
 - ③ 公の機関が発行する交通事故証明書
 - ④ 死亡に関して支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
 - ⑤ 後遺障害に関して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
 - ⑥ 傷害に関して支払われる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
 - ⑦ その他当会社が普通保険約款基本条項第23条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な確認を行うために次くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
 - （3）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいいずれかがその事情を示す書類をもつてその旨を当会社に申し出で、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(注)
 - ② ①に規定する者がいない場合は①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合は①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者^(注)または②以外の3親等内の親族
 - （注）配偶者
- 普通保険約款「用語の定義」の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
- （4）（3）の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
 - （5）当会社は、事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、（2）に掲げるものの外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
 - （6）保険金の請求は、保険金請求権者全員から委任を受けた代表者を経由して行うものとします。
 - （7）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（5）の規定に違反した場合は（2）、（3）もしくは（5）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第16条（代位）

- （1）損害が生じたことにより被保険者または保険金を受け取るべき者が損害賠償請求権その他の債権^(注1)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは^(注2)は、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するには、次の額を限度とします。
 - ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者または保険金を受け取るべき者が取得した債権の額
 - ② ①以外の場合
被保険者または保険金を受け取るべき者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額^(注3)を差し引いた額
- （注1）損害賠償請求権その他の債権
共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。
- （注2）当会社がその損害に対して保険金を支払ったとき
第10条（支払保険金の計算）（3）の規定により人身傷害保険金を支払ったときを除きます。
- （注3）損害の額
賠償義務者があり、かつ、判決または裁判上の和解（民事訴訟法（平成8年法律第109号）第275条（訴え提起前の和解））に定める訴え提起前の和解を含みません。において、賠償義務者が負担すべき損害賠償額が算出された場合であって、損害賠償額の算出の基準が社会通念上妥當であると認められるときは、その基準により算出された額を損害の額とします。ただし、損害の額には、訴訟費用、弁護士報酬、その他権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用および遅延損害金は含まれません。

- （2）（1）②の場合において、当会社に移転せずに被保険者または保険金を受け取るべき者が引き継ぎ有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

第17条（普通保険約款の準用）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款基本条項の規定を準用します。この場合において、普通保険約款の規定を以下のとおり適用します。

- ① 基本条項第13条（重大事由による解除）（2）の規定中（注1）の「対人賠償条項、対物賠償条項または自損事故条項」および（注2）の「自損事故条項」とあるのは「この特約」、②の「傷害」とあるのは「損害^(注3)」とそれぞれ読み替えるとともに、末尾に次のとおり追加します。
（注3）損害
被保険者の父母、配偶者または子に生じた損害を含みます。」
- ② 基本条項第13条（5）の規定中「（注）」とあるのは「（注1）、②の規定中「自損事故条項」とあるのは「この特約」、「傷害」とあるのは「損害^(注2)」とそれぞれ読み替えるとともに、末尾に次のとおり追加します。
（注2）損害
（1）③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者の父母、配偶者または子に生じた損害を含みます。」
- ③ 基本条項第23条（保険金の支払時期）（1）（注）および（2）（注1）の規定中「前

条（2）および（3）とあるのは「この特約第15条（保険金の請求）（2）および（3）」と読み替えます。

- ④ 基本条項第26条（時効）の規定中「第22条（保険金の請求）（1）」とあるのは「この特約第15条（保険金の請求）（1）」と読み替えます。
- ⑤ 別表I（注）2（3）の「ただし、それぞれの後遺障害に対する金額の合計が上記の規定により決定した等級に対応する金額に達しない場合は、その合計を金額とします。」とあるのは適用しません。

＜別紙＞ 人身傷害補償特約損害額基準

第1 傷害による損害

（第8条（損害額の決定）（1）①関係）

傷害による損害は、被保険者の被った積極損害（救助搜索費、治療関係費、その他の費用）、休業損害、精神的損害およびその他の損害とする。

1. 極度損害

- （1）治療関係費
 - ① 応急手当費
応急手当に直接かかる必要かつ妥当な実費とする。
 - ② 診察料
初診料、再診料または往診料にかかる必要かつ妥当な実費とする。
 - ③ 入院料
原則としてその地域における普通病室への入院に必要かつ妥当な実費とする。
ただし、被保険者の傷害の態様から医師が必要と認めた場合は、上記以外の病室への入院に必要かつ妥当な実費とする。
 - ④ 治療料、手術料、処置料等
治療のために必要かつ妥当な実費とする。
 - ⑤ 通院費、転院費、入・退院費
通院、転院、入院または退院に要する交通費として必要かつ妥当な実費とする。
 - ⑥ 看護料
ア 入院中の看護料
原則として12歳以下の子供に近親者等が付き添った場合に1日につき4,100円とする。
ただし、「12歳以下の子供に近親者等が付き添った場合」以外であっても、医師の要看護証明がある場合等医療機関の実情、傷害の態様等からやむを得ない理由がある場合に限り、近親者等が付き添った場合は1日につき4,100円を、それ以外の者が付き添った場合は、必要かつ妥当な実費を認めることができる。
- イ 自宅看護料
医師が看護の必要性を認めた場合に次のとおりとする。ただし、12歳以下の子供の通院等に近親者等が付き添った場合には医師の説明は要しない。
(ア) 厚生労働大臣の許可を受けた有料職業紹介所の紹介による者
立証資料等により必要かつ妥当な実費とする。
(イ) 近親者等
1日につき2,050円とする。

ウ 近親者等に休業損害が発生し、立証資料等により、アまたはイ（イ）の額を超えることが明らかな場合は、必要かつ妥当な実費とする。

- ⑦ 諸雑費
療養に直接必要な諸物品の購入費または使用料、医師の指示により摂取した栄養物の購入費、通信費等とし、下記による。
- ア 入院中の諸雑費
入院1日につき1,100円とする。ただし、立証資料等により1,100円を超えることが明らかな場合は、社会通念上必要かつ妥当な実費とする。
- イ 通院または自宅療養中の諸雑費
社会通念上必要かつ妥当な実費とする。
- ⑧ 柔道整復等の費用
正規の免許を有する柔道整復師、あんま・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師が行う施術費用は、必要かつ妥当な実費とする。
- ⑨ 義肢等の費用
傷害を被った結果、医師が義肢、義歯、義眼、眼鏡、補聴器、松葉杖、その他身体の機能を補完するための用具を必要と認めた場合に限り、必要かつ妥当な実費とする。
- ⑩ 診断書等の費用
必要かつ妥当な実費とする。

- （2）その他の費用
上記（1）以外の損害については、社会通念上必要かつ妥当な実費とする。

2. 休業損害

受傷により被った現実の収入減少額とし、原則として下記の算式による。

- （1）有職者の場合
下記の算定方法による。ただし、1日あたりの収入額が5,700円を下回る場合およびその額の立証が困難な場合は、1日につき5,700円とする。
対象休業日数は、実休業日数を基準とし、被保険者の傷害の態様、実治療日数等を勘案して治療期間の範囲内で決定する。
なお、被保険者が所属または勤務する企業等の損害は対象とならない。
- （2）無職者の場合
給与所得者（ただし、（2）に規定するアルバイト、パートタイマー、日雇労働者等を除く。）

事故直前3か月間の月例給与等 × 対象休業日数
90日

- ア. 事故直前3か月間の月例給与等は雇用主が作成した休業損害証明書における3か月間の月例給与の合計額（本給および付加給）とする。なお、雇用主が作成した事故前年度の源泉徴収票等の税務資料の提出を原則とする。
イ. 賞与等について、現実に生じた収入の減少があればその額を含める。
ウ. 有給休暇を使用した場合は、欠勤により給与の支給がなかった場合と同様、対象休業日数として扱う。
エ. 本給の一部が支給されている場合には、上記金額から対象休業日数に対応する期間に対して現に支給された額を差し引く。
オ. 役員報酬は、原則として対象としない。ただし、専ら被保険者の本人の労働の対価として得ている給与と一緒に視するものは給与に含める。

② 商・工・鉱業者・農林漁業者等事業所得者および家族従業者

事故前1年間の収入額-必要経費 × 寄与率 × 対象休業日数
365日

- ア. 過去1年間の収入額および必要経費は、被保険者本人についての事故前1年間の収入額および必要経費とし、確定申告書または市町村による課税証明等の公的な税務資料により確認された額とする。ただし、事業開始初年度等のため、事故前1年間の収入額および必要経費を確認できる公的な税務資料が提出できない場合には、収入および必要経費を計算するその他の資料に基づき決定する。

イ. 寄与率は、被保険者の収入が事業収入、同一事業に從事する家族総収入等として計上されている場合には、総収入に対する本人の寄与している割合とする。

- ③ 自由業者（報酬、料金または謝金により生計を営むものであって、開業医、弁護士、プロスポーツ選手、芸能人、芸術家、保険代理店主、歩合制の外交員、著述業者、その他これに類する職種の者をいう）

事故前1年間の収入額（固定給を除く）-必要経費 × 対象休業日数
365日

過去1年間の収入額、必要経費については、「②商・工・鉱業者・農林漁業者等事業所得者および家族従業者」に準ずる。

- (2) アルバイト、パートタイマー、日雇労働者等
下記の算定方法による。

対象休業日数は、実休業日数を基準とし、被保険者の傷害の態様、実治療日数等を勘案して治療期間の範囲内で決定する。

事故直前3か月間の月例給与等 × 対象休業日数
事故直前3か月間の就労日数

- ① アルバイト、パートタイマー、日雇労働者等とは、原則として雇用期間を定めて雇用主に対して労務を提供し、その対価として賃金等を得ている者であって、1週間の労働時間が30時間未満の者をいう。
② 就労日数が極めて少ない場合には、雇用契約書等の立証書類に基づき決定する。
③ 休業日数が特定できない場合には、次の方法で対象休業日数を算出する。

事故直前3か月間の就労日数 × 休業した期間の延べ日数
90日

- ④ 家業の手伝いを行っているが、(1) (2)の家族従業者に該当する収入がない場合には、支払対象とならない。

(3) 家事従事者の場合
現実に家事に従事できなかつた日数（被保険者の傷害の態様、実治療日数等を勘案して治療期間の範囲内で決定する。）に対して、1につき5,700円とする。

- (4) 無職者、金利生活者、地主、家主、恩給・年金生活者、幼児、学生または生活保護法の被保険者等の現実に労働の対価としての収入のない者の場合は支払対象とならない。

3. 精神的損害

精神的損害とは、傷害により被保険者本人の身体に生じた精神的・肉体的苦痛等による損害をいう。

精神的損害は、各期間区分ごとに入院、通院の別に次の算式で計算した総合計額とする。

日額×対象日数=精神的損害の額

- (1) 入通院・期間区分による精神的損害の額

① 日額

入院1日につき、8,400円
通院1日につき、4,200円

- ② 対象日数

対象日数は、各期間区分ごとに定める次の割合を、入院、通院それぞれの基準日数に乗じて決定する。

事故から3か月までの期間 : 100%
事故から3か月超6か月までの期間 : 70%
事故から6か月超9か月までの期間 : 45%
事故から9か月超13か月までの期間 : 25%
事故から13か月超の期間 : 15%

- ア. 入院基準日数

実際に入院治療を受けた日数とする。

- イ. 通院基準日数

各期間区分ごとの総日数^(注1)から入院基準日数を差し引いた日数の範囲内で、医師

による治療を受けた実通院日数の2倍を上限として決定する。

なお、骨折の傷害を被った部位を固定するため医師の指示により次のいずれかに該当するギブスを常時装着した場合は、その日数を実通院日数に含む。

(7) 長管骨^(注2)の骨折および脊柱の骨折によるギブス

(4) 長管骨^(注2)に接続する三大関節部分の骨折で長管骨^(注2)部分も含めたギブス

(9) 肘骨または胸骨の骨折による体幹部のギブス

(注1) 各期間区分ごとの総日数

治療最終日の属する期間区分においては治療最終日までの総日数をいう。

(注2) 長管骨

上腕骨・橈骨・尺骨・大腿骨・脛骨および腓骨をいう。

(2) 妊婦が胎児を死産または流産した場合の精神的損害の額

(1) とは別に、次に掲げる表の金額を認定する。

妊娠月数（週数）	金額
妊娠3か月（12週）以内	30万円
妊娠4か月（13週）～6か月（24週）	50万円
妊娠7か月（25週）～9か月（36週）	80万円
妊娠10か月（37週）以上	120万円

4. その他の損害

上記1から3以外の傷害による損害は、社会通念上必要かつ妥当な実費とする。

2. 後遺障害による損害

(第8条（損害額の決定）(1) (2)関係)

後遺障害による損害は、逸失利益、精神的損害、将来の介護料およびその他の損害とする。なお、後遺障害の等級は、普通保険料款別表Iによる。

1. 逸失利益

逸失利益とは、後遺障害のために労働能力の一部または全部を喪失したことにより生じた将来の得べかりし利益をいう。

逸失利益が認められる場合は、原則として、下記の(1)および(2)に従い次の算式で計算する。

【収入額 × 労働能力喪失率 × 労働能力喪失期間に対応するライブニッセ係数】

ただし、既に後遺障害のある被保険者が事故により傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式で計算する。

収入額 ×	【加重後の後遺障害に 該当する等級に対する 労働能力喪失率】	既にあった後遺障害 に該当する等級に対する 労働能力喪失率	労働能力喪失期 間に応対するラ イブニッセ係数	逸失利 益の額
-------	--------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------	------------

(1) は被保険者区分別逸失利益計算方法

- ① 有職者で現実収入額の立証が可能な者
下記いずれか高い額とする。

ア. 現実収入額 × 労働能力喪失率 × 労働能力喪失期間に対応するライブニッセ係数

イ. 年齢別平均給与額 × 労働能力喪失率 × 労働能力喪失期間に対応するライブニッセ係数

ただし、上記イにおいて、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがある場合には、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額として、アと比較し高い額とする。

② 有職者で現実収入額の立証が困難な者、退職から1年を経過していない失業者（定年退職者を除く。）、家事従事者および18歳以上の学生

年齢別平均給与額 × 労働能力喪失率 × 労働能力喪失期間に対応するライブニッセ係数

ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがある場合には、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額とする。

③ 幼児および18歳未満の学生

18歳平均給与額 × 労働能力喪失率 × 労働能力喪失期間に対応するライブニッセ係数

ただし、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがある場合は18歳平均給与額に替えて全年齢平均給与額とする。

④ 身体・精神に特別異常がなく十分働く意思と能力を有している無職者

年齢別平均給与額 × 労働能力喪失率 × 労働能力喪失期間に対応するライブニッセ係数

ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を上回る場合は、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額とする。

(2) 収入額、労働能力喪失率、喪失期間、中間利息控除方法

上記(1)の算式における収入額、労働能力喪失率、労働能力喪失期間およびライブニッセ係数は下記のとおりとする。

① 収入額

ア. 「現実収入額」は、事故前1年間または後遺障害確定前1年間に労働の対価として得た収入額のいずれか高い額とし、事故または後遺障害確定前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により確認された額とする。なお、定年等の事由により将来において現実収入額が減少する蓋然性が高い場合は、減少後の年収については全年齢平均給与額または年齢別平均給与額を基礎に決定する。

イ. 「年齢別平均給与額」および「18歳平均給与額」は付表Iによる。

② 労働能力喪失率

付表Ⅱに定める各等級に対する喪失率を上限に、被保険者の障害の部位・程度、被保険者の年齢・性別・職業、現実の減収額、事故前と後遺障害確定後の就労状況・日常生活状況等を勘案して、労働能力喪失率を決定する。

③ 労働能力喪失期間

被保険者の障害の部位・程度、被保険者の年齢・性別・職業等を総合的に勘案して、労働能力喪失期間を決定する。ただし、就労可能年数の範囲内とする。

④ ライブニッツ係数（中間利息控除係数）

労働能力喪失期間（年数）に対応するライブニッツ係数は付表Ⅲによる。

2. 精神的損害

(1) 精神的損害とは、後遺障害により被保険者本人の身体に生じた精神的・肉体的苦痛等による損害をいう。精神的損害の額は、後遺障害等級別に下記の金額とする。

① 介護をする後遺障害

第1級	1,600万円
第2級	1,300万円

② ①以外の後遺障害

第1級	1,600万円	第8級	400万円
第2級	1,300万円	第9級	300万円
第3級	1,100万円	第10級	200万円
第4級	950万円	第11級	150万円
第5級	750万円	第12級	100万円
第6級	600万円	第13級	60万円
第7級	500万円	第14級	40万円

(2) 次のいずれかに該当する場合は、(1)にかかわらず、次のとおりとする。

① (1)①に該当する者で、父母、配偶者または子のいずれかがいる場合は以下のとおりとする。

第1級	2,000万円
第2級	1,500万円

② (1)②の第1級、第2級または第3級に該当する者で、父母、配偶者または子のいずれかがいる場合は以下のとおりとする。

第1級	2,000万円
第2級	1,500万円
第3級	1,250万円

(3) (1)および(2)の場合において、既に後遺障害のある被保険者が事故により傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重したときは、次の算式で計算する。

$$\text{加重後の後遺障害に該当する等級に対する精神的損害の額} - \text{既にあった後遺障害に該当する等級に対する精神的損害の額} = \text{精神的損害の額}$$

3. 将来の介護料

将来の介護料とは、後遺障害の確定後に生ずる付添看護料および諸雑費をいう。将来の介護料が認められる場合は、下記の(1)、(2)、(3)および(4)により次の算式で計算する。

年間の介護料 × 介護期間に応じるライブニッツ係数

① 介護料

① 普通保険約款別表Ⅰの1の第1級に該当する場合

入院・自宅療養にかかわらず、1ヶ月につき13万円とする。

② 普通保険約款別表Ⅰの1の第2級、普通保険約款別表Ⅰの2の第1級、第2級、第3級3号および4号に該当する後遺障害者で、かつ、真に介護を要すると認められる場合

入院・自宅療養にかかわらず、1ヶ月につき6万5千円とする。

② 介護期間

① 普通保険約款別表Ⅰの1の第1級に該当する場合

医師の診断等を勘案して妥当な生存可能年数をもって介護期間を決定する。

② 普通保険約款別表Ⅰの1の第2級、普通保険約款別表Ⅰの2の第1級、第2級、第3級3号および4号に該当する後遺障害者で、かつ、真に介護を要すると認められる場合

障害の態様、機能回復の可能性、生活に対する順応可能性等についての医師の診断等を勘案して介護期間を認定する。

(3) ライブニッツ係数（中間利息控除係数）

介護期間に応じるライブニッツ係数は、付表Ⅲによる。

(4) 定期金による支払

普通保険約款別表Ⅰの1の第1級に該当する被保険者が定期金による支払を希望した場合の将来の介護料は、常に介護を要する状態が継続する限り、入院・自宅療養にかかわらず、6ヶ月ごとの前払とする。

4. その他の損害

上記1から3以外の後遺障害による損害は、社会通念上必要かつ妥当な実費とし200万円を限度とする。

第3 死亡による損害

(第8条（損害額の決定）(1)③関係)

死亡による損害は、葬儀費、逸失利益、精神的損害およびその他の損害とする。

1. 葬儀費

原則として60万円とする。ただし、立証資料等により60万円を超えることが明らかな場合は、100万円を限度に社会通念上必要かつ妥当な実費とする。

2. 逸失利益

逸失利益とは、死亡したことにより生じた将来の得べきりし利益をいう。

逸失利益が認められる場合は、原則として、下記の(1)および(2)に従い次の算式で計算する。

$$(\text{収入額} - \text{生活費}) \times \text{就労可能年数に応じるライブニッツ係数}$$

ただし、被保険者が年金等の受給者である場合には、次の算式で計算された額を加える。なお、各種年金および恩給制度のうち原則として受給者本人による拠出性のある年金等を現に受給していた者に限ることとし、無拠出性の福祉年金や遺族年金を受給していた者は加算しない。

$$(\text{年金等の額} - \text{生活費}) \times \left(\frac{\text{平均余命に応じるライブニッツ係数}}{\text{就労可能年数に応じるライブニッツ係数}} \right)$$

(1) 被保険者区分別逸失利益計算方法

① 有職者で現実収入額の立証が可能な者
下記いずれかが高い額とする。

$$\text{A. } (\text{現実収入額} - \text{生活費}) \times \text{就労可能年数に応じるライブニッツ係数}$$

$$\text{B. } (\text{年齢別平均給与額} - \text{生活費}) \times \text{就労可能年数に応じるライブニッツ係数}$$

ただし、上記において、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがある場合には、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額として、アと比較し高い額とする。

② 有職者で現実収入額の立証が困難な者、退職から1年を経過していない失業者（定年退職者を除く。）、家事從事者および18歳以上の学生

$$(\text{年齢別平均給与額} - \text{生活費}) \times \text{就労可能年数に応じるライブニッツ係数}$$

ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがある場合には、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額とする。

③ 幼児および18歳未満の学生

$$(\text{18歳平均給与額} - \text{生活費}) \times \text{就労可能年数に応じるライブニッツ係数}$$

ただし、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがある場合は18歳平均給与額に替えて全年齢平均給与額とする。

④ 身体・精神に特別異常がなく十分働く意思と能力を有している無職者

$$(\text{年齢別平均給与額} - \text{生活費}) \times \text{就労可能年数に応じるライブニッツ係数}$$

ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を上回る場合は、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額とする。

(2) 収入額、生活費、就労可能年数、中間利息控除方法

上記(1)の算式における収入額、生活費、就労可能年数およびライブニッツ係数は下記のとおりとする。

① 収入額

ア. 「現実収入額」は、事故前1年間に労働の対価として得た収入額とし、事故前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により確認された額とする。なお、定年等の事由により将来において現実収入額が減少する蓋然性が高い場合は、減少後の年収については全年齢平均給与額または年齢別平均給与額を基礎に決定する。

イ. 「年齢別平均給与額」および「18歳平均給与額」は付表Ⅰによる。

② 生活費

生活費は、被扶養者の人数に応じて、収入額に対する下記の割合の額とする。

ア. 被扶養者がない場合 : 50%

イ. 被扶養者が1人の場合 : 40%

ウ. 被扶養者が2人の場合 : 35%

エ. 被扶養者が3人以上の場合 : 30%

③ 就労可能年数

就労可能年数は付表Ⅳによる。

④ 平均余命

平均余命は付表Ⅴによる。

⑤ ライブニッツ係数（中間利息控除係数）

就労可能年数に応じるライブニッツ係数は付表Ⅳ、平均余命に応じるライブニッツ係数は、被保険者の死亡時の平均余命および付表Ⅲによる。

3. 精神的損害

精神的損害とは、被保険者の死亡により本人のほか、父母、配偶者、子等の遺族が受けた精神的苦痛等による損害をいう。

被保険者の属性別に下記の金額とする。

被保険者が一家の支柱である場合	2,000万円
-----------------	---------

被保険者が 65 歳以上である場合	1,500 万円
被保険者が上記以外の場合	1,600 万円

4. その他の損害

上記 1 から 3 以外の死亡による損害は、社会通念上必要かつ妥当な実費とする。

付表 I 全年齢平均給与額および年齢別平均給与額表（平均月額）

年齢	男子	女子	年齢	男子	女子
歳	円	円	歳	円	円
18	187,400	169,600	44	482,000	298,800
19	199,800	175,800	45	485,600	296,500
20	219,800	193,800	46	489,300	294,300
21	239,800	211,900	47	492,900	292,000
22	259,800	230,000	48	495,500	291,800
23	272,800	238,700	49	498,100	291,700
24	285,900	247,400	50	500,700	291,600
25	298,900	256,000	51	503,300	291,400
26	312,000	264,700	52	505,800	291,300
27	325,000	273,400	53	500,700	288,500
28	337,300	278,800	54	495,500	285,600
29	349,600	284,100	55	490,300	282,800
30	361,800	289,400	56	485,200	280,000
31	374,100	294,700	57	480,000	277,200
32	386,400	300,100	58	455,400	269,000
33	398,000	301,900	59	430,900	260,900
34	409,600	303,700	60	406,300	252,700
35	421,300	305,500	61	381,700	244,500
36	432,900	307,300	62	357,200	236,400
37	444,500	309,100	63	350,100	236,400
38	450,500	307,900	64	343,000	236,400
39	456,600	306,800	65	336,000	236,500
40	462,600	305,600	66	328,900	236,500
41	468,600	304,500	67	321,800	236,500
42	474,700	303,300	68～	314,800	236,600
43	478,300	301,000			

全年齢平均給与額
男子：415,400 円
女子：275,100 円

付表 II 労働能力喪失率表

障害等級	労働能力喪失率
第 1 級	100 / 100
第 2 級	100 / 100
第 3 級	100 / 100
第 4 級	92 / 100
第 5 級	79 / 100
第 6 級	67 / 100
第 7 級	56 / 100
第 8 級	45 / 100
第 9 級	35 / 100
第 10 級	27 / 100
第 11 級	20 / 100
第 12 級	14 / 100
第 13 級	9 / 100
第 14 級	5 / 100

(労働基準局長通牒昭 32.7.2 基発第 551 号による。)

付表 III ライブニツ系数表

期間	ライブニツ系数	期間	ライブニツ系数
年	年	年	年
1	0.971	35	21.487
2	1.913	36	21.832
3	2.829	37	22.167
4	3.717	38	22.492
5	4.580	39	22.808
6	5.417	40	23.115
7	6.230	41	23.412

期間	ライブニツ系数	期間	ライブニツ系数
年	年	年	年
8	7.020	42	23.701
9	7.786	43	23.982
10	8.530	44	24.254
11	9.253	45	24.519
12	9.954	46	24.775
13	10.635	47	25.025
14	11.296	48	25.267
15	11.938	49	25.502
16	12.561	50	25.730
17	13.166	51	25.951
18	13.754	52	26.166
19	14.324	53	26.375
20	14.877	54	26.578
21	15.415	55	26.774
22	15.937	56	26.965
23	16.444	57	27.151
24	16.936	58	27.331
25	17.413	59	27.506
26	17.877	60	27.676
27	18.327	61	27.840
28	18.764	62	28.000
29	19.188	63	28.156
30	19.600	64	28.306
31	20.000	65	28.453
32	20.389	66	28.595
33	20.766	67	28.733
34	21.132		

(注) 幼児・18 歳未満の学生および働く意志と能力を有する無職者（有職者・家事従事者・18 歳以上の学生以外）の後遺障害による逸失利益を算定するにあたり、労働能力喪失期間の終期が 18 歳を超える場合の係数は、終期までの年数に対応する係数から就労の始期（18 歳）までの年数に対応する係数を差し引いて算出する。

(例) 10 歳、労働能力喪失期間 20 年の場合

$$14.877 \text{ (20 年の係数)} - 7.020 \text{ (8 年の係数)} = 7.857$$

付表 IV 死亡時の年齢別就労可能年数およびライブニツ係数

[1] 18 歳未満の者に適用する表

年齢	幼児・学生・働く意志と能力を有する無職者		有職者	
	就労可能年数	ライブニツ係数	就労可能年数	ライブニツ係数
0	49	14.980	67	28.733
1	49	15.429	66	28.595
2	49	15.892	65	28.453
3	49	16.369	64	28.306
4	49	16.860	63	28.156
5	49	17.365	62	28.000
6	49	17.886	61	27.840
7	49	18.423	60	27.676
8	49	18.976	59	27.506
9	49	19.545	58	27.331
10	49	20.131	57	27.151
11	49	20.735	56	26.965
12	49	21.357	55	26.774
13	49	21.998	54	26.578
14	49	22.658	53	26.375
15	49	23.338	52	26.166
16	49	24.038	51	25.951
17	49	24.759	50	25.730

[2] 18歳以上の者に適用する表

年齢	就労可能年数	ライピニツツ係数	年齢	就労可能年数	ライピニツツ係数
歳 18	年 49	25.502	歳 58	年 12	9.954
19	48	25.267	59	12	9.954
20	47	25.025	60	12	9.954
21	46	24.775	61	11	9.253
22	45	24.519	62	11	9.253
23	44	24.254	63	10	8.530
24	43	23.982	64	10	8.530
25	42	23.701	65	10	8.530
26	41	23.412	66	9	7.786
27	40	23.115	67	9	7.786
28	39	22.808	68	8	7.020
29	38	22.492	69	8	7.020
30	37	22.167	70	8	7.020
31	36	21.832	71	7	6.230
32	35	21.487	72	7	6.230
33	34	21.132	73	7	6.230
34	33	20.766	74	6	5.417
35	32	20.389	75	6	5.417
36	31	20.000	76	6	5.417
37	30	19.600	77	5	4.580
38	29	19.188	78	5	4.580
39	28	18.764	79	5	4.580
40	27	18.327	80	5	4.580
41	26	17.877	81	4	3.717
42	25	17.413	82	4	3.717
43	24	16.936	83	4	3.717
44	23	16.444	84	4	3.717
45	22	15.937	85	3	2.829
46	21	15.415	86	3	2.829
47	20	14.877	87	3	2.829
48	19	14.324	88	3	2.829
49	18	13.754	89	3	2.829
50	17	13.166	90	3	2.829
51	16	12.561	91	2	1.913
52	15	11.938	92	2	1.913
53	14	11.296	93	2	1.913
54	14	11.296	94	2	1.913
55	14	11.296	95	2	1.913
56	13	10.635	96	2	1.913
57	13	10.635	97	2	1.913
			98	2	1.913
			99	2	1.913
			100	2	1.913
			101～	1	0.971

付表V 第20回生命表による平均余命

(単位: 年)

	20才	21才	22才	23才	24才	25才	26才	27才	28才	29才
男	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50
女	65	64	63	62	61	60	59	58	57	57
	30才	31才	32才	33才	34才	35才	36才	37才	38才	39才
男	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40
女	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47
	40才	41才	42才	43才	44才	45才	46才	47才	48才	49才
男	39	38	37	36	35	34	33	32	31	31
女	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37
	50才	51才	52才	53才	54才	55才	56才	57才	58才	59才
男	30	29	28	27	27	26	25	24	23	22
女	36	35	34	33	32	31	30	29	28	28
	60才	61才	62才	63才	64才	65才	66才	67才	68才	69才
男	22	21	20	19	18	18	17	16	15	15
女	27	26	25	24	24	23	22	21	20	19
	70才	71才	72才	73才	74才	75才	76才	77才	78才	79才
男	14	13	13	12	11	11	10	9	8	8
女	18	18	17	16	15	14	14	13	12	11
	80才	81才	82才	83才	84才	85才	86才	87才	88才	89才
男	8	7	7	6	6	5	5	4	4	4
女	11	10	9	9	8	7	7	6	6	5
	90才	91才	92才	93才	94才	95才	96才	97才	98才	99才
男	4	3	3	3	3	2	2	2	2	2
女	5	5	4	4	3	3	3	3	2	2
	100才	101才	102才	103才	104才	105才	106才	107才	108才	109才
男	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
女	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1
	110才	111才	112才	113才	114才					
男	1	1	—	—	—					
女	1	1	1	1	1					

(4) 人身傷害に関する借用自動車運転中のみ補償特約

第1条 (用語の定義)

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
人身傷害事故	日本国内において、次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外來の事故により、被保険者が身体に傷害 ^(注1) を被ることをいいます。 ① 自動車の運行に起因する事故 ② 借用自動車の運行中の、飛来もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または借用自動車の落下 (注) 傷害 ガス中毒を含み、日射、熱射または精神的衝動による障害や被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものは含みません。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に人身傷害補償特約が適用されており、かつ、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第3条 (保険金を支払う場合)

当会社は、この特約により、人身傷害補償特約第3条(保険金を支払う場合)の規定にかかるわらず、被保険者が記名被保険者の運転する借用自動車に搭乗している間に生じた人身傷害事故によって被る損害に限り、人身傷害補償特約および普通保険約款基本条項^(注2)に従い、保険金を支払います。

(注1) 被保険者

人身傷害補償特約第6条(被保険者の範囲)に定める被保険者をいいます。

(注2) 人身傷害補償特約および普通保険約款基本条項

普通保険約款について適用される他の特約を含みます。

第4条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。

(5) 車両損害臨時費用補償特約 (車対車限定)

第1条 (用語の定義)

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

0才	1才	2才	3才	4才	5才	6才	7才	8才	9才
男 78	77	76	75	74	73	72	71	70	69
女 85	84	83	82	81	80	79	78	77	76
10才	11才	12才	13才	14才	15才	16才	17才	18才	19才
男 68	67	66	65	64	63	62	61	60	59
女 75	74	73	72	71	70	69	68	67	66

用語	定義
相手自動車	その所有者が次に定める者以外の自動車をいいます。 ① 記名被保険者 ② 記名被保険者の父母、配偶者または子 ③ 借用自動車の所有者
所有者	次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主 ② 自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ③ ①および②以外の場合は、自動車を所有する者
装備	自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態または法令に従い借用自動車に備えつけられている状態をいいます。
他の保険契約等	この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
定着	ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。
付属品	借用自動車に定着または装備されている物をいい、車室内でのみ使用することを目的として借用自動車に固定されているカーナビゲーションシステム、E T C車載器 ^(注) 等は、メーカー所定の取付方法により固定されている場合に限り、固定の方法がボルト等以外であっても付属品として取り扱います。ただし、次の物を含みません。 ① 燃料、ボデーカバーおよび洗車用品 ② 法令により自動車に定着または装備することを禁止されている物 ③ 通常装飾品とみなされる物 (注) E T C車載器 E T C車載器とは、有料道路自動料金収受システムの用に供する車載器をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第3条 (保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、記名被保険者が借用自動車の運転に起因して借用自動車を滅失、破損または汚損した場合に、記名被保険者が臨時に必要とする費用に対して、この特約および普通保険約款基本条項に従い、保険金を支払います。ただし、借用自動車と相手自動車との衝突または接触によって借用自動車が滅失、破損または汚損し、かつ、相手自動車の登録番号等^(注)ならびに事故発生時の運転者または所有者の住所および氏名もしくは名称が確認された場合で、かつ、普通保険約款対物賠償条項により保険金が支払われる場合に限ります。

(注) 登録番号等

登録番号、車両番号、標識番号または車台番号をいいます。

(2) (1) の借用自動車には、付属品を含みます。

第4条 (保険金を支払わない場合)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失によって借用自動車に滅失、破損または汚損が生じたとき、または記名被保険者が法令により定められた運転資格を持たないで借用自動車を運転している場合、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 65 条（酒気帯び運転等の禁止）第 1 項に定める酒気を帯びた状態もしくはこれに相当する状態で借用自動車を運転している場合、もしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 2 条（定義）第 15 項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないとそれがある状態で借用自動車を運転している場合に借用自動車に滅失、破損または汚損が生じたときには保険金を支払いません。

(1) 保険契約者、記名被保険者または保険金を受け取るべき者^(注)

(2) 所有権留保条項付売買契約に基づく借用自動車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づく借用自動車の借主^(注)

(3) ①および②に定める者の法定代理人

(4) ①および②に定める者の業務に從事中の使用者

(5) ①および②に定める者の父母、配偶者または子。ただし、記名被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得する目的であった場合に限ります。

(注) 1 保険契約者、記名被保険者または保険金を受け取るべき者

これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注) 2 所有権留保条項付売買契約に基づく借用自動車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づく借用自動車の借主

これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって借用自動車に滅失、破損または汚損が生じた場合には、保険金を支払いません。

① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注)

② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

③ 核燃料物質^(注)もしくは核燃料物質^(注)によって汚染された物^(注)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

- ④ ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑤ ①から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑥ 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
- ⑦ 許訴または横領
- ⑧ 借用自動車を競技もしくは曲技^(注)のために使用していること、または借用自動車を競技もしくは曲技^(注)を行うことを目的とする場所において使用^(注)すること。
- ⑨ 借用自動車に危険物^(注)を業務^(注)として積載すること、または借用自動車が、危険物^(注)を業務^(注)として積載した被牽引自動車を牽引すること。

(注) 1 暴動
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注) 2 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注) 3 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注) 4 競技もしくは曲技

競技または曲技のための練習を含みます。

(注) 5 使用

救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

(注) 6 危険物

道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 1 条（用語の定義）に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）第 2 条（定義）に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 2 条（定義）に定める毒物もしくは劇物をいいます。

(注) 7 業務

事業を除きます。

(3) 当会社は、借用自動車に生じた滅失、破損または汚損が次のいずれかに該当する滅失、破損または汚損のみである場合には、保険金を支払いません。

① 借用自動車が航空機または船舶によって輸送されている間^(注)に生じた滅失、破損または汚損。ただし、その船舶がフェリーポート^(注)である場合を除きます。

② 借用自動車に存在する欠陥、摩滅、腐しょく、さびその他の自然の消耗

③ 故障による滅失、破損または汚損^(注)

④ 借用自動車から取りはずされて車上にない部分品または付属品に生じた滅失、破損または汚損

⑤ 付属品のうち借用自動車に定着されていないものに生じた滅失、破損または汚損。ただし、借用自動車の他の部分と同時に滅失、破損または汚損が生じた場合を除きます。

⑥ ダイヤモンド^(注)に生じた滅失、破損または汚損。ただし、借用自動車の他の部分と同時に滅失、破損または汚損が生じた場合を除きます。

(注) 1 借用自動車が航空機または船舶によって輸送されている間

積込みまたは積下しを含みます。

(注) 2 フェリーポート

官庁の認可または許可を受けて、一定の航路を定期的に自動車と運転者とを同時に乗せて輸送することを目的とする自動車渡船をいいます。

(注) 3 故障による滅失、破損または汚損

偶然な外來の事故に直接起因しない借用自動車の電気的または機械的な滅失、破損または汚損をいいます。

(注) 4 タイヤ

チューブを含みます。

第5条 (保険金の支払額)

当会社は、借用自動車に第3条（保険金を支払う場合）の損害が生じた場合は、保険証券記載の保険金額の全額を記名被保険者に支払います。

第6条 (保険金の請求)

(1) 当会社に対する保険金請求権は、普通保険約款基本条項第 22 条（保険金の請求）(1) ①に規定する対物賠償条項に係る保険金請求権が発生した時から発生し、これを行えることができるものとします。

(2) 記名被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠を当会社に提出しなければなりません。

① 保険金の請求書

② 保険証券

③ 滅失、破損または汚損の程度を証明する書類

④ 公の機関が発行する交通事故証明書

⑤ その他当会社が普通保険約款基本条項第 23 条（保険金の支払時期）(1) に定める必要な確認を行なうために近くのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書類等において定めたものの

(3) (2) (4) の交通事故証明書を提出しない場合は、交通事故証明書に代えて次の書類および写真を当会社に提出しなければなりません。

① 借用自動車と相手自動車との衝突または接触の事実を証明する書類であって、その相手自動車の事故発生時の運転者または所有者の住所の記載および記名押印のあるもの

② 借用自動車の損傷部位の写真

③ 相手自動車の衝突または接触の部位を示す写真または資料

(4) 記名被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき記名被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類

類をもってその旨を当会社に申し出で、当会社の承認を得たうえで、記名被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① 記名被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(注)

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、記名被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ ①および②に規定する者がない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者^(注)または②以外の3親等内の親族

(注) 配偶者

普通保険約款「用語の定義」の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

(5) (4) の規定による記名被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

(6) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者、記名被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2) よび (3) に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(7) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく (6) の規定に違反した場合または(2)、(3)、(4) もしくは (6) の書類に事実と異なる記載をして、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第7条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

(1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この特約および普通保険約款基本条項により支払うべき保険金の額を支払います。

(2) (1) の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合は既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

第8条 (普通保険約款の準用)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款基本条項の規定を準用します。この場合において、普通保険約款の規定を以下のとおり読み替えて適用します。

① 基本条項第23条(保険金の支払時期)(1) (注) および (2) (注1) の規定中「被保険者」とあるのは、「記名被保険者」、「前条(2) および (3)」とあるのは、「この特約第6条(保険金の請求)(2)、(3) および (4)」

② 基本条項第26条(時効)の規定中「第22条(保険金の請求)(1)」とあるのは、「この特約第6条(保険金の請求)(1)」と読み替えます。

(6) 自転車運転者損害賠償責任補償特約

第1条 (用語の定義)

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
自転車	ペダルまたはハンド・クラシックを用い、かつ、人の力により運転する2輪以上の車 ^(注) をいいます。ただし、その使用について正当な権利を有する者の承諾を得ないで使用または管理しているものを除きます。 (注) レールにより運転する車、身体障害者用車いすおよび幼児用の3輪以上の車ならびに道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に定める原動機付自転車に該当するものを除きます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第3条 (保険金を支払う場合)

当会社は、この特約により、記名被保険者が自転車の運転に起因して他人の生命または身体を害することにより記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害および記名被保険者が自転車の運転に起因して他人の財物を滅失、破損または汚損することにより記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約および普通保険約款に従い、保険金を支払います。

第4条 (普通保険約款の準用)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款基本条項、対人賠償条項および対物賠償条項の規定を準用します。この場合において、普通保険約款の規定を以下のとおり適用します。

① 「借用自動車」とあるのは、「自転車」と読み替えます。

② 対人賠償条項第3条(保険金を支払わない場合ーその1)(3) および対物賠償条項第3条(保険金を支払わない場合ーその1)(3) の規定中「その使用者の所有する自動車^(注2)」とあるのは、「その使用者の所有する自転車」、「自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運賃、代行等自動車を取り扱う業務として受託した自動車」とあるのは、「自転車の修理、保管、洗車、売買、陸送、賃貸等自転車を取り扱う業務として受託した自転車」とそれぞれ読み替えます。

(7) 保険料分割払特約

第1条 (用語の定義)

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
月割料率	別表に掲げる月割料率をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
分割保険料	保険契約者が年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込む場合の保険料をいいます。
変更確認書	この保険契約の変更確認書をいいます。
未払保険料	保険期間を通じて払い込まれるべき保険料の総額から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第3条 (保険料の分割払)

当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

第4条 (分割保険料の払込方法)

保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回目以降の分割保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。

第5条 (保険料不払による保険契約の解除)

(1) 当会社は、保険期間の初日からその日のを含めて14日以内に、前条に規定する第1回分割保険料の払込みがない場合には、保険契約に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(2) (1) の規定による解除は、普通保険約款基本条項第14条(保険契約の解約・解除の効力)の規定にかかわらず、保険期間の初日から将来に向かってその効力を生じます。

第6条 (分割保険料領収前の事故)

保険証券記載の保険期間が始まった後であっても、当会社は、第4条(分割保険料の払込方法)の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第7条 (保険料の変更、返還または請求ー告知義務・通知義務等の場合)

(1) 普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求ー告知義務・通知義務等の場合)

(1) の規定にかかわらず、同条第7条(告知義務)(1) により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは次のとおりとします。

① 保険料が追加となる場合

当会社は、差額保険料^(注1)を一括して請求します。

② ①以外の場合

ア. 差額保険料^(注1)が未払保険料相当額^(注2)よりも小さい場合

当会社は、保険料変更日^(注3)以降にその払込期日が到来する分割保険料を、次の算式によって算出した額に変更します。

危険が減少した時以前に適用 _ 差額保険料^(注1)を変更確認としていた分割保険料の額 = 分割保険料の額
書記載の回数に分割した額

イ. 以外の場合

差額保険料^(注1)から未払保険料相当額^(注2)を差し引いた額を一括して返還します。

(注1) 差額保険料

変更前の年額保険料と変更後の年額保険料の差額をいいます。

(注2) 未払保険料相当額

危険が減少した時以前に適用していた分割保険料に、保険料変更日^(注3)を含めてその日以降に到来する払込期日の数を乗じた金額をいいます。

(注3) 保険料変更日

分割保険料を変更する最初の払込期日として変更確認書に記載した日をいいます。

(2) 普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求ー告知義務・通知義務等の場合)

(2) の規定にかかわらず、危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるときは次のとおりとします。

① 保険料が追加となる場合

当会社は、差額保険料^(注1)に危険増加が生じた時^(注2)以降の期間に対応する月割料率を乗じた額を一括して請求します。

② ①以外の場合

ア. 差額保険料^(注1)から、差額保険料^(注1)に危険の減少が生じた時^(注2)までの期間に對応する月割料率を乗じた額を差し引いた額が未払保険料相当額^(注3)よりも小さい場合

当会社は、保険料変更日^(注4)以降にその払込期日が到来する分割保険料を、次の算式によって算出した額に変更します。

危険が減少した時
以前に適用してい
た分割保険料の額

差額保険料^(注1)から、差額保険料^(注1)に
危険の減少が生じた時^(注2)までの期間に
対応する月割料率を乗じた額を差し引いた額
を変更確認書記載の回数に分割した金額

イ. ア以外の場合

当会社は、差額保険料^(注1)から、差額保険料^(注1)に危険の減少が生じた時^(注2)まで
の期間に対応する月割料率を乗じた額を差し引いた額から未払保険料相当額^(注3)を
差し引いた額を一括して返還します。

(注1) 差額保険料

変更前の年額保険料と変更後の年額保険料の差額をいいます。

(注2) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時
をいいます。

(注3) 未払保険料相当額

危険が減少した時以前に適用していた分割保険料に、保険料変更日^(注4)を含めてそ
の日以降に到来する払込期日の数を乗じた金額をいいます。

(注4) 保険料変更日

分割保険料を変更する最初の払込期日として変更確認書に記載した日をいいます。

(3) 分割保険料および(1)①または(2)①の追加保険料が相当の期間内に払い込まれな
かった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約
を解除することができます。

(4) (1)①または(2)①の規定により、追加保険料を請求する場合において、(3)の規定
によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません^(注5)。

ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事
故による損害または傷害については除きます。

(注) 既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。

(5) 普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場
合）(5)の規定にかかわらず、当会社は、(1)および(2)のほか、保険契約締結の後、
保険契約者が書面または当会社の別に定める方法をもって保険契約の条件の変更を当会社
に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する
必要があるときは、以下のとおりとします。

① 保険料が追加となる場合

当会社は、差額保険料^(注1)に未経過期間に対応する月割料率を乗じた額を一括して請
求します。

② ①以外の場合

ア. 差額保険料^(注1)から、差額保険料^(注1)に既経過期間に対応する月割料率を乗じた額
を差し引いた額が未払保険料相当額^(注2)よりも小さい場合

当会社は、保険料変更日^(注3)以降にその払込期日が到来する分割保険料を、次の算
式によって算出した額に変更します。

契約条件変更日^(注4) - 差額保険料^(注1)から、差額保険料^(注1)
以前に適用していた - に既経過期間に対応する月割料率を乗じ
た額を差し引いた額を変更確認書記載の
回数に分割した金額

イ. ア以外の場合

差額保険料^(注1)から、差額保険料^(注1)に既経過期間に対応する月割料率を乗じた額
を差し引いた額から未払保険料相当額^(注2)を差し引いた額を一括して返還します。

(注1) 差額保険料

変更前の年額保険料と変更後の年額保険料の差額をいいます。

(注2) 未払保険料相当額

契約条件変更日^(注4)以前に適用していた分割保険料に、保険料変更日^(注3)を含めて
その日以降に到来する払込期日の数を乗じた金額をいいます。

(注3) 保険料変更日

分割保険料を変更する最初の払込期日として変更確認書に記載した日をいいます。

(注4) 契約条件変更日

保険契約の条件の変更の通知を行った日以後の保険契約者が指定する日で、保険契
約条件を変更すべき期間の初日をいいます。

(6) 当会社が(5)①の追加保険料の請求を行う場合は、保険契約者は、契約条件変更日^(注4)
からその日を含めて14日以内に、(5)①の追加保険料を払い込まなければなりません。

(注) 契約条件変更日

(5) の通知を行った日以後の保険契約者が指定する日で、保険契約条件を変更すべき
期間の初日をいいます。

(7) (6)に定める期間内に(5)①の追加保険料が払い込まれなかった場合には、当会社は、
追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の
承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款および記名被保険者について適用さ
れる特約に従い、保険金を支払います。

第8条（分割保険料不払の場合の免責）

当会社は、保険契約者が第2回目以降の分割保険料について、その分割保険料を払い込
むべき払込期日の属する月の翌月末日までにその払込みを怠った場合は、その払込期日の
翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第9条（当会社による保険契約の解除－分割保険料不払の場合）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をも
って、この保険契約を解除することができます。

① 払込期日の属する月の翌月末日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料 の払込みがない場合

② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、

次回払込期日^(注)までに、次回払込期日^(注)に払い込まれるべき分割保険料の払込みがな
い場合

(注) 次回払込期日

翌月の払込期日をいいます。

(2) (1) の解除は、普通保険約款基本条項第14条（保険契約の解約・解除の効力）の規
定にかかわらず、次の時からその効力を生じます。ただし、同条(2)の場合を除きます。

① (1)①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日

② (1)②による解除の場合は、次回払込期日^(注)

(注) 次回払込期日

翌月の払込期日をいいます。

(3) (1) の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、未経過期間にに対して年額保
険料の日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、未払込保険料がある場合は、
未払込保険料を差し引いた残額とします。

第10条（準用規定）

(1) この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款
およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。この場合において、普通
保険約款基本条項および他の特約の規定を次のとおり読み替えます。

① 普通保険約款基本条項第16条（保険料の返還－無効または失効の場合）(2)の規定
中「未経過期間に対して日割をもって計算した保険料を返還します。」とあるのは「未経
過期間に對して年額保険料の日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、未払
込保険料がある場合は、未払込保険料を差し引いた残額とします。」

② 普通保険約款基本条項第18条（保険料の返還－解約の場合）(1)の規定中「未
経過期間に對して日割をもって計算した保険料を返還します。」とあるのは「未経過期間
に對して年額保険料の日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、未払込保
険料がある場合は、未払込保険料を差し引いた残額とします。」

③ 普通保険約款基本条項第18条(2)の規定中「年間保険料から年間保険料に既経過
期間に對する短期率を乗じた額を差し引いて、その残額を返還します。」とあるのは
「年額保険料から年額保険料に既経過期間に對してこの特約の別表に掲げる月割料率を乗
じた額を差し引いて、その残額を返還します。ただし、未払込保険料がある場合は、さ
らに未払込保険料を差し引いた残額とします。」

(2) 普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）
の規定は適用しません。

別表 月割料率表

既経過期間 未経過期間	1ヶ月 まで	2ヶ月 まで	3ヶ月 まで	4ヶ月 まで	5ヶ月 まで	6ヶ月 まで	7ヶ月 まで	8ヶ月 まで	9ヶ月 まで	10ヶ月 まで	11ヶ月 まで	12ヶ月 まで
月割料率	1 12	2 12	3 12	4 12	5 12	6 12	7 12	8 12	9 12	10 12	11 12	12 12

(8) 保険料分割払の追加保険料に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合の
ほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
払込期日	変更確認書記載の払込期日をいいます。
分割保険料	保険契約者が年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して 払い込む場合の保険料をいいます。
分割追加保険料	保険料分割払特約第7条（保険料の変更、返還または請求－告知義務・ 通知義務等の場合）(1)①、(2)①または(5)①の追加保険料を、 変更確認書記載の回数および金額に分割して払い込む場合の保険料をい います。
変更確認書	この保険契約の変更確認書をいいます。
保険料変更日	分割保険料を変更する最初の払込期日として変更確認書に記載した日 をいいます。

第2条（追加保険料の払込方法等）

(1) 当会社は、この特約により、保険契約者が保険料分割払特約第7条（保険料の変更、返
還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)①、(2)①または(5)①の追加保
険料を、変更確認書記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

(2) 保険契約者は、第1回分割追加保険料を保険料変更日までに払い込み、第2回目以降の
分割追加保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。

第3条（保険料分割払特約の準用）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、保険料分割払
特約の規定を準用します。この場合において、保険料分割払特約の規定を次のとおり読み
替えます。

① 保険料分割払特約第7条（保険料の変更、返還または請求－告知義務・通知義務等の
場合）(3)の規定中「(1)①または(2)①の追加保険料」とあるのは「第1回分割
追加保険料」、「相当の期間内」とあるのは「保険料変更日まで」に

② 保険料分割払特約第7条（保険料の変更、返還または請求－告知義務・通知義務等の

- 場合）（6）の規定中「契約条件変更日（注）からその日を含めて14日以内に、（5）①の追加保険料を」とあるのは「保険料変更日までに第1回分割追加保険料を」
 ③ 保険料分割払特約第8条（分割保険料不払の場合の免責）の規定中「分割保険料」とあるのは「分割保険料および分割追加保険料」
 ④ 保険料分割払特約第9条（当会社による保険契約の解除－分割保険料不払の場合）の規定中「分割保険料」とあるのは「分割保険料および分割追加保険料」

（9）クレジットカードによる保険料払込みに関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
一括保険料	保険料分割払特約が適用されない場合にこの保険契約に定められた保険料をいいます。
カード会社	クレジットカード発行会社をいいます。
会員規約等	カード会社との間で締結された会員規約等をいいます。
クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードをいいます。
追加保険料	普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（1）、（2）②または（5）②の追加保険料をいいます。
分割追加保険料	保険料分割払の追加保険料に関する特約第2条（追加保険料の払込方法等）（1）の分割追加保険料をいいます。
有効性・利用限度額等確認	クレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認をいいます。
有効性等確認	クレジットカードの有効性等の確認をいいます。

第2条（クレジットカードによる保険料払込みの承認）

当会社は、この特約に従い、クレジットカードにより、保険契約者が、一括保険料、分割保険料、追加保険料および分割追加保険料を払い込むことを承認します。

第3条（保険料の払込み）

- （1）保険契約者から、この保険契約の一括保険料または追加保険料についてクレジットカードにより払い込む旨の申出があった場合には、当会社がカード会社へ有効性・利用限度額等確認を行ったうえで、クレジットカードによる保険料の払込みを承諾した時以降、普通保険約款基本条項第4条（保険料不払による保険契約の解除）（1）または同条第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（3）の規定は適用しません。
 （2）この保険契約に保険料分割払特約が適用され、かつ、保険契約者から、この保険契約の分割保険料、追加保険料または分割追加保険料についてクレジットカードにより払い込む旨の申出があった場合には、（1）の規定にかかわらず、以下のとおりとします。
 ① 第1回分割保険料または追加保険料（注）をクレジットカードにより払い込む場合は、当会社がカード会社へ有効性・利用限度額等確認を行ったうえで、クレジットカードによる保険料の払込みを承諾した時以降、第1回分割保険料またはその追加保険料に対し、保険料分割払特約第5条（保険料不払による保険契約の解除）（1）または同特約第7条（保険料の変更・返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（3）の規定を適用しません。
 ② 第2回目以降の分割保険料または分割追加保険料をクレジットカードにより払い込む場合は、当会社がカード会社へ有効性等確認を行ったうえで、クレジットカードによる保険料の払込みを承諾した時以降、その分割保険料またはその分割追加保険料に対し、保険料分割払特約第9条（当会社による保険契約の解除－分割保険料不払の場合）（1）または保険料分割払の追加保険料に関する特約第3条（保険料分割払特約の準用）④の規定を適用しません。
 （注）追加保険料

- （5）の規定により、保険契約者が当会社に払い込むべき未払保険料につき、クレジットカードにより払い込む旨の申出があつた場合のその未払保険料を含みます。

- （3）保険契約者は、会員規約等に従い、保険料相当額をカード会社に払い込むことを要します。
 （4）当会社がカード会社へ有効性・利用限度額等確認などは有効性等確認を行ったうえで、クレジットカードによる保険料の払込みを承諾した後でも、次のいずれかに該当する場合には、その保険料の払込みについて、（1）および（2）の規定は適用しません。

- ① 当会社がカード会社より保険料相当額を領収（注）できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用し、かつ、カード会社に対して保険料相当額を既に払い込んでいる場合を除きます。
 ② 会員規約等に定める手続が行われない場合

- （注）領収

当会社がカード会社から保険料相当額を実際に領収することをいいます。

- （5）当会社が第2回目以降の分割保険料または分割追加保険料を請求する場合において、カード会社へ有効性等確認を行う前に当会社がカード会社から保険料相当額を領収できない事由が生じたときは、保険契約者は未払保険料の全額を請求日（注）までに当会社に払い込まれなければなりません。また、この場合、保険契約者が請求日（注）までに未払保険料の払込みを怠ったときは、次のとおり取り扱います。

- ① 当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

- ② 当会社は、未払保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

- （注）請求日

当会社が請求した日をいいます。

第4条（保険料領収前に生じた事故の取扱い）

- （1）保険契約者から、この保険契約の一括保険料、第1回分割保険料または追加保険料（注）についてクレジットカードにより払い込む旨の申出があつた場合には、当会社は、カード会社へ有効性・利用限度額等確認を行った上で、当会社がクレジットカードによる保険料の払込みを承諾した時（注）以後、普通保険約款基本条項第5条（保険責任の始期および終期）（3）、第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（4）、同条（7）の規定および前条（5）②の規定ならびにこの保険契約に適用される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。

- （1）追加保険料
 前条（5）の規定により保険契約者が払い込むべき未払保険料につき、クレジットカードにより払い込む旨の申出があつた場合のその未払保険料を含みます。

- （2）保険料の払込みを承諾した時
 保険証券記載の保険期間の開始前に承諾した場合は保険期間の開始した時とします。
 （2）当会社は、前条（4）の①または②のいずれかに該当する場合は、（1）の規定は適用しません。

第5条（保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い）

- （1）第3条（保険料の払込み）（4）①の保険料相当額を領収できない場合には、当会社は、保険契約に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、カード会社に対して保険料相当額の全部または一部を既に払い込んでいるときは、当会社は、その払い込んだ金額については、保険契約者に請求できないものとします。
 （2）（1）の規定により当会社が保険料を請求し、保険契約者が遅延なくその保険料を払い込んだ場合は、普通保険約款基本条項第5条（保険責任の始期および終期）（3）、第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（4）の規定および第3条（保険料の払込み）（5）②の規定ならびにこの保険契約に適用される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いの規定を適用しません。

第6条（保険料不払による保険契約の解除）

- （1）当会社が前条（1）の規定により、保険料を請求したにもかかわらず、保険契約者が保険料を相当の期間内に払い込まなかった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 （2）（1）の解除は、普通保険約款基本条項第14条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、次のいずれかの時点から、将来に向かってその効力を生じます。ただし、③の場合において同条（2）に該当するときを除きます。
 ① 一括保険料または第1回分割保険料の払込みを怠った場合は、保険期間の初日
 ② 追加保険料または第3条（保険料の払込み）（5）の規定により保険契約者が当会社に払い込むべき未払保険料の払込みを怠った場合は、その保険料の払込みの事由が発生した時
 ③ 第2回目以降の分割保険料または第2回目以降の分割追加保険料の払込みを怠った場合は、その保険料の払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日

第7条（保険料返還の特則）

- 普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（1）、同条（2）、同条（5）、第16条（保険料の返還－無効または失効の場合）（2）、第18条（保険料の返還－解除・解約の場合）（1）、同条（2）およびこの保険契約に適用される他の特約の規定により当会社が保険料を返還する場合は、当会社は、カード会社から保険料相当額を領収（注）したことを確認した後に保険料を返還します。ただし、第5条（保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い）（2）の規定により、保険契約者が保険料を直接当会社に払い込んだ場合を除きます。

- （注）領収
 当会社がカード会社から保険料相当額を実際に領収することをいいます。

第8条（準用規定）

- この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。

（10）保険証券の不発行に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」によります。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、当会社が契約情報画面等において、当会社がこの保険契約の保険証券を発行しないことにつき、保険契約者が了承した場合に適用されます。

第3条（保険証券の不発行）

当会社は、この特約により、この保険契約の保険証券を発行しません。

第4条（保険証券記載事項の適用）

普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約において、保険証券に記載の事項として規定される事項については、インターネット上で、当会社が定める画面に掲示する契約情報の内容を適用するものとします。

第5条（保険金の請求書類）

普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約において、保険金の請求に際し

て保険証券を提出する旨の規定がある場合でも、その規定は適用されないものとします。

第6条（保険証券の請求および発行）

- (1) 保険契約者は、第3条（保険証券の不発行）の規定にかかわらず、保険期間中に限り、当会社の定める方法により、保険証券の発行を請求することができます。
(2) 当会社は、(1)の請求に基づき保険証券を発行する場合には、必要な費用を保険契約者に請求することができます。
(3) (1) の請求に基づき当会社が保険証券を発行した場合は、第4条（保険証券記載事項の適用）および前条の規定は適用されないものとします。

第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。

（11）スマート継続手続特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
継続意思表示	電話、情報処理機器等の通信手段を媒介とし、この保険契約を継続する旨の意思表示をいい、第5条（この特約による継続契約の内容）に定めるところにより、当会社が通知した継続契約の内容をいいます。
継続契約	この保険契約の保険期間の末日を保険期間の初日として当会社と締結する保険契約をいいます。
継続契約の保険料	保険料を分割して払い込む場合は、第1回分割保険料をいいます。
継続通知書	所要の事項を記載した継続通知書をいいます。
保険料払込期日	継続契約の保険期間の初日の前日をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、すべての保険契約に適用されます。

第3条（この特約による継続契約の取扱い）

- (1) 当会社は、この保険契約を継続する意思がある場合、次のいずれかの方法により、その旨を継続通知（注1）により通知します。
① 継続通知書を保険契約者にあてて送付すること。
② 情報処理機器等の通信手段を媒介とし、所要の事項を保険契約者に送信すること。
(2) (1) の継続通知（注1）に対し、意思表示期限（注2）までに、保険契約者から当会社に継続意思表示がある場合には、継続契約が締結されるものとします。
(3) (1) や (2) の規定によって継続契約が締結された場合には、当会社は、保険証券を保険契約者に交付します。

（注1）継続通知
この保険契約の継続について保険契約者に対して送付する書類等をいいます。

（注2）意思表示期限
この保険契約の保険期間の末日の前日までとします。

第4条（継続契約の告知義務）

- (1) 保険契約者または記名被保険者になる者は、継続契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
(2) (1) に定める告知については、普通保険約款の告知義務に関する規定を適用します。

第5条（この特約による継続契約の内容）

- (1) 第3条（この特約による継続契約の取扱い）の規定による継続契約の保険契約条件は、(2) から (4) までに定める場合を除き、この保険契約の保険期間の末日における保険契約条件と同一とします。
(2) この保険契約にクレジットカードによる保険料払込みに関する特約または保険料分割払特約が適用されていない場合であっても、保険契約者が継続契約の保険料をこれら的方法により払い込むときは、継続契約には同特約を適用するものとします。
(3) この保険契約に適用された特約について、継続契約の保険期間の初日において、特約が適用されるための条件を満たしていない場合は、継続契約にその特約を適用しません。
(4) 制度または料率等（注1）の改定（注2）があった場合において、制度または料率等（注1）の改定（注2）があった日以後に第3条（この特約による継続契約の取扱い）の規定によりこの保険契約が継続されるときは、継続契約に對しては、その保険期間の初日における制度または料率等（注1）が適用されるものとします。
(注1) 制度または料率等
普通保険約款、特約、保険契約引受けに関する制度または保険料率等をいいます。
(注2) 改定
この保険契約における事故件数等に応じて料率を調整する場合および継続契約の保険料率を決定するための条件が変更となつた場合を含みます。

第6条（保険料の払込方法）

保険料の払込方法を定める他の特約による場合を除き、保険契約者は、継続契約の保険料を保険料払込期日までに払い込むものとします。

第7条（継続契約保険料払込み前の事故）

- (1) 保険契約者は、第3条（この特約による継続契約の取扱い）（2）の継続意思表示を行った場合には、継続契約の保険料を、継続契約の保険期間の初日からその日を含めて14日以内に当会社に払い込まなければなりません。
(2) 当会社は、保険契約者が保険料を継続契約の保険期間の初日からその日を含めて14日を経過した日までに払い込んだ場合には、継続契約の保険料払込み前の事故による損害または傷害に對しては、普通保険約款基本条項第5条（保険責任の始期および終期）（3）の規定は適用しません。
(3) (2) の規定により、被保険者が、継続契約の保険料払込み前の事故による損害または傷害に對し保険金の支払を受ける場合には、保険契約者は、被保険者がその支払を受ける前に継続契約の保険料を当会社に払い込まなければなりません。

第8条（継続契約保険料不払による契約の解除）

- (1) 当会社は、前条（1）の保険料（注2）が継続契約の保険期間の初日からその日を含めて14日を経過した後も、その払込みがない場合には、継続契約の保険契約者に対する書面による通知をもって、この継続契約を解除することができます。
(2) (1) の解除は、継続契約の保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。
(注) 保険料
保険料を分割して払い込む場合は、第1回分割保険料をいいます。

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。

<特約一覧>

適用される特約	保険証券上の表示（略称等）	ページ
(1) 搭乗者傷害危険補償特約	搭乗者傷害危険補償特約	17
(2) 搭乗者傷害の死亡・後遺障害補償対象外特約	搭傷死亡等対象外特約	18
(3) 人身傷害補償特約	人身傷害補償特約	18
(4) 人身傷害に関する借用自動車運転中のみ補償特約	借用自動車のみ補償	25
(5) 車両損害臨時費用補償特約（車対車限定）	車両損害臨時費用特約	25
(6) 自転車運転者損害賠償責任補償特約	自転車賠償特約	27
(7) 保険料分割払特約	表示されません ※保険料の払込方法が「月払」のご契約に自動セットされております。	27
(8) 保険料分割払の追加保険料に関する特約	表示されません ※保険料の払込方法が「月払」のご契約に自動セットされております。	28
(9) クレジットカードによる保険料払込みに関する特約	クレジットカード（特約付）	29
(10) 保険証券の不発行に関する特約	eサービス（証券不発行）特約	29
(11) スマート継続手続特約	表示されません ※すべてのご契約に自動セットされております	30